DISCLOSURE

ディスクロージャー誌

2019

JA岐阜信連

JAバンク

DISCLOSURE 2019

も　く　じ

ごあいさつ	1
当会の基本理念	2
当会の考え方	4
業績	23
JAバンク自己改革の取組	25
地域貢献情報	27
トピックス	41
業務のご案内	42
当会・JAの主な商品・サービス	44
主な手数料一覧	50
当会の組織	51
当会の沿革・歩み	54
資料編	55
財務諸表の適正等にかかる確認	108
用語解説	109

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しており、合計が一致しない場合があります。

また、計数中の"0"は計数が単位未満であることを、"－"は該当する計数がないことを表しています。

ごあいさつ

経営管理委員会会長
櫻 井　宏

代 表 理 事 理 事 長
山 田 幹 人

平素より、当会の業務に関し、多大なるご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当会は協同組合精神のもと、県下JAバンクの中核的機関として、JAをはじめとする会員の事業の振興ならびに地域社会の発展に貢献することを使命に、事業を展開いたしております。

さて、昨今のJAバンクをとりまく経済環境につきましては、良好な雇用環境を背景に個人消費が底堅く推移したものの、日銀が目標とする2%の物価上昇は遠く、世界経済の減速に伴って輸出の停滞も見られるなど、基調として緩やかな拡大に留まっております。

また、系統信用事業をとりまく環境においては、組合員の高齢化、特に正組合員の減少、准組合員の増加による組織基盤の変化、資産形成・運用ニーズの高まり、超低金利による収益力低下に加え、金融規制の一層の強化が図られるなかで、JAグループの自己改革のさらなる実践による農業生産拡大・農業所得増大が求められています。

このような情勢下、JAバンク基本方針に定める総合的戦略に基づき策定した岐阜県下JAバンク中期戦略ならびに中期経営計画（2019年度～2021年度）の初年度として、JA・信連・農林中金の一体性をより強化し、将来に亘り安定的な事業量確保のための顧客基盤の維持や農協総合事業の成長発展に寄与するための収益力の強化への取組みに加え、組合員等の満足度をさらに向上させ、農業者・地域において一層必要とされる存在を目指してまいります。

本冊子は、当会の平成30年度の業績を中心に経営方針、業務内容、JAバンク自己改革の取組、地域貢献活動などについて、わかりやすくご紹介するものであり、当会をより深くご理解いただくためにご一読いただければ幸いに存じます。

今後とも当会は農業専門金融機関・地域金融機関としての社会的役割と責任を充分認識し、JAバンクの一層の充実と業容の拡充に努力する所存でございますので、更なるご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

経営管理委員会会長　櫻 井　宏
代表理事理事長　山 田 幹 人

当会の基本理念

経営理念

当会は、協同組合組織として会員JAとの密接な連携のもと、効率的な組織機能を発揮することにより、金融事業を通して農業の振興および農家経済の安定・向上を図るとともに、地域社会の発展に貢献することを経営理念としています。

経営方針

当会は、農業の振興を基本とし、これに関連する事業を通して地域の活性化を図るため、会員JAと一体となって組合員および地域のニーズに即応した金融機能の強化に取組むとともに、組合員や地域の皆さまの信頼と支持をより強固なものとするため、専門的機能を一層強化することにより経営基盤の拡充を図っています。

また、県連合会としての機能を発揮し、会員JAの負託に応えられるよう、事業収益の安定確保と経営効率化に向けた取組を積極的に進めるとともに、一層強靭な経営体質を構築するため、自己資本の増強とコンプライアンス態勢・利用者保護等管理態勢・リスクマネジメント態勢の強化に取組んでいます。

中期経営計画

当会は、中期経営計画（2019～2021年度）を策定し、以下4項目を基本戦略として取組みます。

また、経営数値目標を設定し、経営基盤の安定に取組みます。

○JAバンク中期戦略支援

農業・地域の成長支援、ライフプランサポートの実践および貸出の強化等の支援に取組みます。

○JA支援体制の強化

農業所得増大および農業者の満足度向上に向けた取組、資産形成・資産運用の取組態勢整備に向けた取組の支援等を行います。

○農業金融・地域密着型金融への取組強化

メイン強化先を中心とした農業融資の強化、金融・非金融面から農業所得増大に資する取組を行うほか、農業生産・生活の場である農村・地域の基盤を守るための取組を行い、企業の社会的責任（CSR）を果たします。

○収益・財務基盤の強化

統合的リスク管理態勢を適切に運営し、中長期的な経営の安定、JAに対する安定的な収益還元に取組みます。

中期経営計画

基本戦略

1. JAバンク中期戦略支援
   - ○農業・地域の成長支援
   - ○ライフプランサポートの実践
   - ○貸出の強化
   - ○組合員・利用者接点の再構築
   - ○人材育成・情報発信
   - ○内部管理態勢構築・健全性確保

2. JA支援体制の強化
   - ○農業所得増大および農業者の満足度向上に向けた取組
   - ○資産形成・資産運用の取組態勢整備に向けた取組
   - ○他連合会と連携した取組

3. 農業金融・地域密着型金融への取組強化
   - ○農業融資への取組強化
   - ○農業・地域の成長支援と地域活性化への貢献

4. 収益・財務基盤の強化
   - ○統合的リスク管理態勢の適切な運営
   - ○バーゼルⅢ国内規制を踏まえた自己資本増強
   - ○奨励金体系等の見直しを検討

5. 経営数値目標

○総資産経常利益率	0.10%以上
○貸出金残高(注1)	年 3.00%増加
うち農業融資残高(注2)	年10.00%増加
○貯金経費率(注3)	0.10%以下
○自己資本比率(単体)	15.00%以上
○不良債権比率(注4)	2.00%以下

(注)1. 農林中金向け劣後ローンを除く。
2. 全農向け概算金等つなぎ資金を除く。
3. (経費−県域電算事務受託手数料)÷貯金平残
4. 金融再生法に基づく開示区分による。

当会の考え方

ＪＡグループのしくみ

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村等地域段階のJA、都道府県段階・全国段階の連合会組織で構成し、それぞれの機能分担のもと、信用事業のほか指導事業、経済事業、共済事業、厚生事業を展開しています。そして、この市町村段階から全国段階までの仕組みを系統組織（JAグループ）と呼んでいます。

また、JAバンクは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの総称であり、組合員・利用者の皆さまに便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員総意のもと「JAバンクシステム」を運営しています。

当会は、信用事業を行う都道府県段階の連合会組織として、県内JAの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、県域を営業エリアとする農業専門金融機関・地域金融機関として、県内JAと一体となって、組合員、地域利用者および企業など、皆さまのお役に立つ金融サービスを提供できるよう努めています。

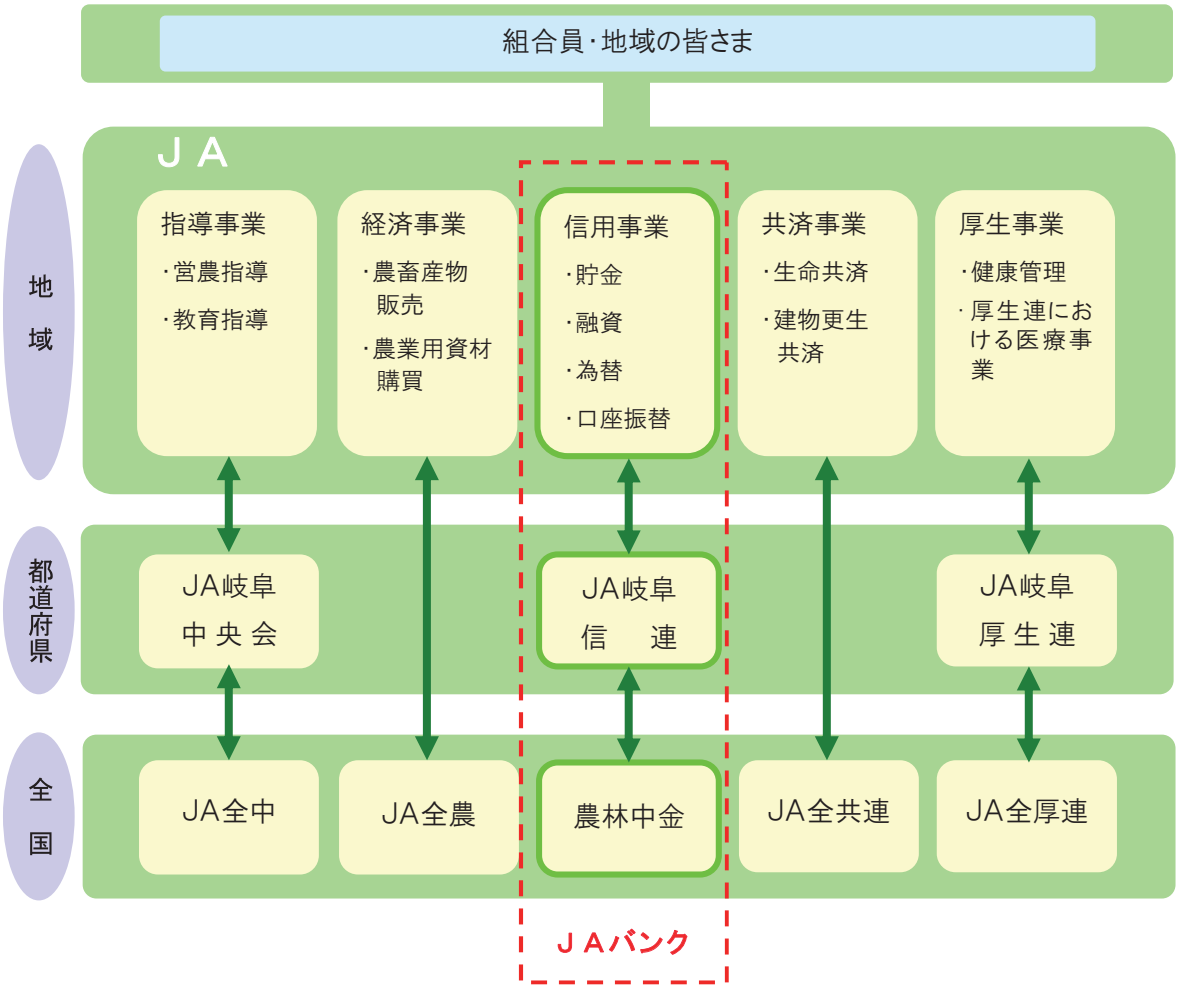

信頼性確保に向けた「ＪＡバンクシステム」の確立

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かいお客さまとの接点を活かした金融サービスの充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っており、組合員・利用者の皆さまに、一層の安心と便利をお届けします。

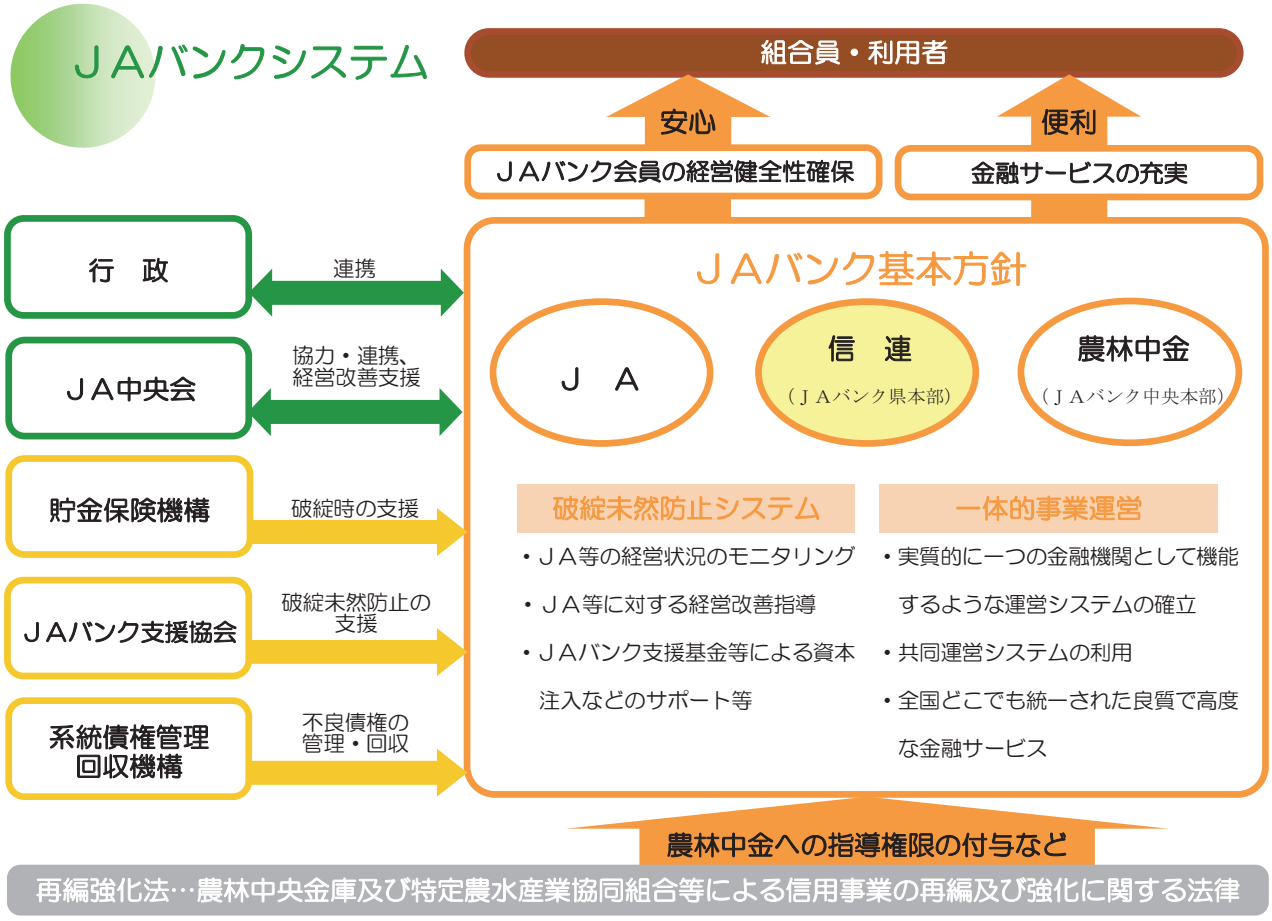

ＪＡバンクの「安心」

JAバンクでは、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するための独自の制度「破綻未然防止システム」を構築しています。具体的には、①個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、③全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などを行います。また、JA・信連・農林中金は貯金者等保護のための公的制度である貯金保険制度に加入しており、これらを通じて、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けします。

ＪＡバンクの「便利」

JAバンクでは、普通貯金、定期貯金等各種貯金、住宅ローン、マイカーローン等各種ローン、JAのクレジットカード「JAカード」を取扱っております。JAバンクは、全国約7,000店舗、約12,000台のほか全国のセブン銀行、イーネット、ローソン銀行ATM等で平日日中手数料無料でご利用いただけます。また、パソコン・スマートフォン・携帯電話からアクセスするだけで、残高照会や振込・振替等のサービス利用可能な「JAネットバンク」もご用意しています。

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

当会は、高い公共性を有し、相互扶助の理念に基づき、農業者および地域住民のための協同組織金融機関として、社会的責任と公共的使命を自覚し、農業の健全な発展、豊かな国民生活の実現および地域社会の繁栄に奉仕することを社会的使命としています。

このため、当会においては、金融機関として地域社会の負託にこたえ、揺るぎない信頼を確立していくため、①社会的責任と公共的使命の認識、②会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供、③法令やルールの厳格な遵守、④反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応、⑤透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実、⑥職員の人権の尊重等、⑦環境問題への取組、⑧持続可能な社会貢献活動への取組の8項目からなる倫理憲章を定め、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の確立を経営の重要課題のひとつとして位置付け、役職員一人ひとりが社会的責任と公共的使命を一層自覚し、各種法令を遵守することはもとより、各種規程・要領等を遵守し、業務に取組んでいます。さらに、コンプライアンス運営がより具体的に反映されるよう、行動規範、当会が遵守すべき法令等の解説等を策定し、役職員に配布するとともに、各部署におけるコンプライアンス研修会の実施により周知徹底を図っています。

○コンプライアンス体制

当会のコンプライアンス体制は、会議体として経営管理委員会、理事会、コンプライアンス委員会を、また、コンプライアンス統括部署として総務部を位置づけ、各部署にはコンプライアンス責任者および担当者を配置し、それぞれが連携をとりながら誠実かつ公正な業務運営を遂行していくとともに、コンプライアンスを重視した組織風土の醸成に取組んでいます。

コンプライアンス体制図

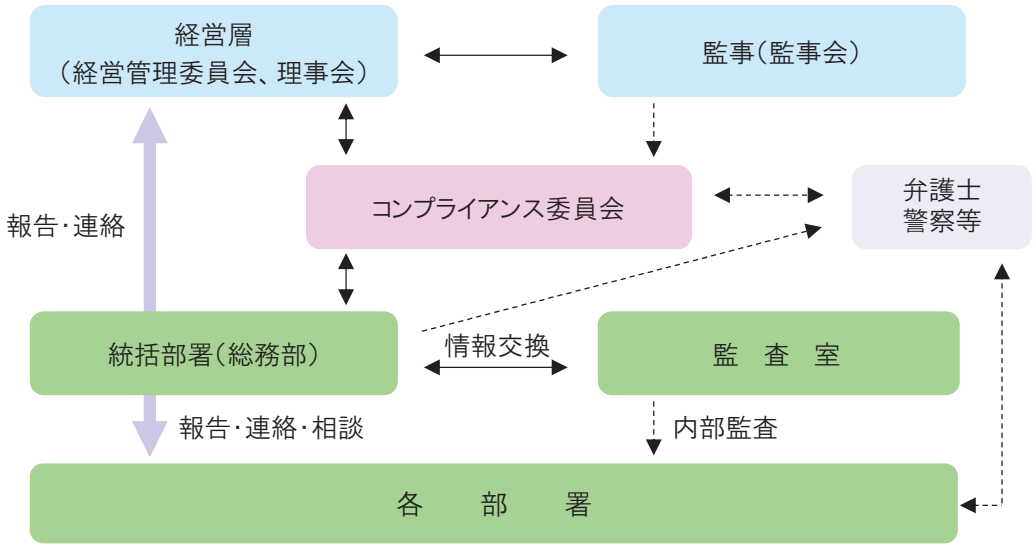

○コンプライアンス活動

コンプライアンス態勢の確立に向けた法令遵守の職場風土を確固たるものとするため、具体的な実践計画を明示したコンプライアンス・プログラムを策定し、役職員が一丸となってその実現に向け取組んでいます。

倫理憲章

（信連の社会的責任と公共的使命の認識）

信連のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

（会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供）

「ＪＡバンクシステム」の一員として、会員等のニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高い金融および非金融サービスの提供並びに「ＪＡバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下ＪＡ系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

（法令やルールの厳格な遵守）

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

（反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応）

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

（透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実）

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

（職員の人権の尊重等）

職員の人権、個性を尊重するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい環境を確保する。

（環境問題への取組）

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するなど、環境問題に積極的に取り組む。

（持続可能な社会貢献活動への取組）

信連が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、社会と共に歩む「企業市民」として、持続可能な社会貢献活動に取り組む。

金融ＡＤＲ制度への対応

①苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の苦情等受付窓口（総務部）

電話：058－276－5111

受付時間：午前9時　～　午後5時

ただし、金融機関の休業日を除く。

②紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にて対応しています。

また、お客さまが外部の紛争解決機関を利用して紛争解決を図ることを希望される場合は、下記の弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。

名　　称	電話番号	受付日	受付時間
岐阜県弁護士会示談あっせんセンター	058-265-0020	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:00～17:00
愛知県弁護士会紛争解決センター	052-203-1777	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～16:00

（注）お盆等が休日になる場合があります。詳しくは弁護士会にご確認ください。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、個人情報保護法、番号法、その他関連法令に則り、以下のような個人情報保護方針を制定し、個人情報の適正な取扱に努めています。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

１．関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

２．利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

３．適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

４．安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

５．第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6．機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7．匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8．開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

9．継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

10．苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

お客さまのためのお問合せ窓口

個人情報等の取扱いに関する苦情･ご意見･ご要望につきましては、下記の窓口までお申し出ください。

店舗名	所在地	窓口	電話番号
本　所	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	総務部	058-276-5111

（注）受付時間　電話:午前9時　～　午後5時

ただし、金融機関の休業日を除く。

利用者保護等管理態勢

当会は、利用者の正当な利益の保護と利便の確保を目的として「利用者保護等管理方針」を策定し、利用者の利便の向上に向け、継続的に取組んでいます。

また、当会との取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理方針を定めて、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、その適切性、有効性を定期的に検証しています。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の皆様（利用者になろうとする方を含みます。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の皆様の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていきます。

1．当会は、利用者の皆様に対する取引（与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引をいう。）または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。

2．当会は、利用者の皆様からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。

3．当会は、利用者の皆様に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。

4．当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者の皆様への対応が適切に行われるよう努めます。

5．当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

利益相反管理方針の概要

当会は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定めており、その概要は以下のとおりです。

１．対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

２．利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

（１）お客様と当会の間の利益が相反する類型

（２）当会の「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型

３．利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。

（１）対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法

（２）対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

（３）対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

（４）その他対象取引を適切に管理するための方法

４．利益相反管理体制

（１）当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

（２）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

５．利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

農業者・中小企業等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取組んでいます。

その取組の一環として、金融円滑化にかかる基本方針を策定し、円滑な資金供給およびお客さまからのご相談等に、より一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

また、経営者保証（中小企業の経営者等による個人保証）については、合理的な保証契約の在り方を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うためのルールとして策定された「経営者保証に関するガイドライン」を遵守して取扱うこととしています。

金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1．当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2．当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

　また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3．当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

　また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4．当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5．当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

　また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換および連携に努めます。

6．当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

（1）理事会にて、金融円滑化にかかる対応を管理し、組織横断的に協議します。

（2）資金調達・運用担当理事を「金融円滑化管理統括責任者」として、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7．当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

経営者保証に関するガイドラインについてのご説明

○　経営者保証は、企業の信用力の補完、情報不足等に伴う債権保全等の必要性等の観点から、中小企業の皆様の資金調達の円滑化に寄与する等の役割があります。一方、ガイドラインでは、主たる債務者において以下のような点が将来に亘って充足すると見込まれる場合には、金融機関は主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

a　法人の事業資産と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている

b　法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えない

c　法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る

d　法人から適時適切に財務情報等が提供されている

e　経営者等から十分な物的担保の提供がある

そこで、当会では、お客様ごとにガイドラインに定められた事項等を総合的に勘案して、保証契約の必要性を検討させていただいております。

○　原則として、保証債務の履行請求時には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、請求の範囲を検討いたします。また、保証人がガイドラインに基づく保証債務の整理に則った整理を申し立てた場合には、金融機関はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努めることとされており、当会の保証契約（覚書）にはその旨が規定されています。

○　保証契約の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性がありますので、ご相談等により保証契約の必要性を再度判断いたします。

お客さまのためのご相談窓口

当会では、下記の「ご相談窓口」を設置し、農業者や中小企業者等のお客さまからの各種ご相談に対応しています。

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本　所	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	営業部	058-276-5171

（注）受付時間　窓口：午前9時 ～ 午後3時30分、電話：午前9時 ～ 午後5時
ただし、金融機関の休業日を除く。

金融商品の勧誘方針

当会は、「金融商品の販売等に関する法律」の趣旨に則り、金融商品の販売にかかわる勧誘の基本姿勢を示した金融商品の勧誘方針を制定し、勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、利用者等の皆さまの立場に立った勧誘に努めています。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適切な勧誘を行います。

1．お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2．お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4．電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5．お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6．販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

ＪＡグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

１．お客さまへの最適な商品提供

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

２．お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

３．利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

４．お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力への対応態勢

マネー･ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について、以下のような「マネー･ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定し、当会の特性に応じた態勢整備、対応に取組んでいます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

1．当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2．当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

3．当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

4．当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5．当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

貸出運営

当会は、県下JAにお預けいただいた皆さまの貯金をもとに、農業振興と地域社会の活性化に貢献することを念頭に置き、農業者、農業生産法人、農業関係団体、企業ならびに地域の皆さまの資金ニーズにお応えできるよう融資業務を行っています。

そのため、農業法人等の地域農業の担い手に対して、高度で専門的な金融サービスの提供や相談機能の拡充に努めるとともに、地域産業を担う中小企業等には、経済状況に応じ、機動的かつ柔軟な対応に努めています。

また、県や公社に対しても必要な資金の融資を行い、地域振興・整備に関与しています。

一方、㈱日本政策金融公庫等の受託貸付業務については、各JAならびに関係機関との連携を密にしながら、積極的に取組んでいます。

なお、個々の融資につきましては、事業計画や資金使途の妥当性を十分に検討する等、貸出運営の健全性確保に努めるとともに、経営改善支援などにも取組んでいます。

リスク管理の態勢

金融機関の業務が多様化・複雑化するなかで、直面する様々なリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）を統一的な手法で計量化し、その総量が自己資本等の経営体力に収まるよう管理する統合的リスク管理の考え方のもと、経営全体としての安定性・健全性を確保するとともに、限られた資本を有効に活用し、経営の効率性や収益性を高めていくことが重要となっています。

このような状況のなか、経営の健全性を維持し、社会における揺るぎない信頼性を確保するうえで、適切なリスク管理を行うことが経営の最重要課題と位置づけ、「リスク管理を進めるうえでは、個別のリスク管理にとどまらず、直面する様々な特性を持つ諸リスク全てを網羅的に把握し、一貫した統制のフレームワークの下で管理を遂行することが必要である。」との認識に立ち、「リスクマネジメント基本方針」をはじめ、「規制資本管理規程」「経済資本管理規程」等の諸規程を制定し、様々なリスクを統合的に管理するリスクマネジメント態勢の整備・実施に取組んでいます。

○経営会議

経営方針ならびに経営戦略の策定のほか、リスク管理方針の策定や総合的なリスク情報の把握・検討等経営全般の基本的事項を構築する機関です。

○コンプライアンス委員会

コンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進・進捗管理等に関する検討・審議を行う機関です。

○リスクマネジメント委員会

リスクマネジメント基本方針に基づき、経営が抱えるリスクの実態把握および分析を実施するほか、リスク限度額の決定、過度なリスクテイクに対するチェック機能を果たす機関です。

○危機対策委員会

大規模・広域的な自然災害、コンピュータシステムの大規模な障害等にかかる非常事態の発生に備え、施設等の安全ならびに業務の維持を図るため適切な対策を検討するとともに、当会の有するシステムが抱えるリスクの実態把握および分析を行う機関です。

○ALM委員会

経済・金融の見通しを踏まえた金利予測を前提に、資産と負債のオン・オフバランスを総合的に管理し、財務の健全性維持と収益力強化のバランスを図りつつ、経営戦略を立案する機関です。

○審査体制

業務執行を行う融資部門から独立した部署である経営管理部において、信用リスク管理を行っています。

○監査体制

組織代表監事2名、員外監事1名ならびに常勤監事1名による監事監査のほか、監査室において、定例監査、特別監査による内部監査を実施し、業務運営体制の健全性を検証しています。

○資産の自己査定

自己査定規程に基づく自己査定結果を経営管理部において検証し、リスクマネジメント委員会の検討を経て経営管理委員会等に報告することとしています。

統合的リスクマネジメント体制　（全体図）

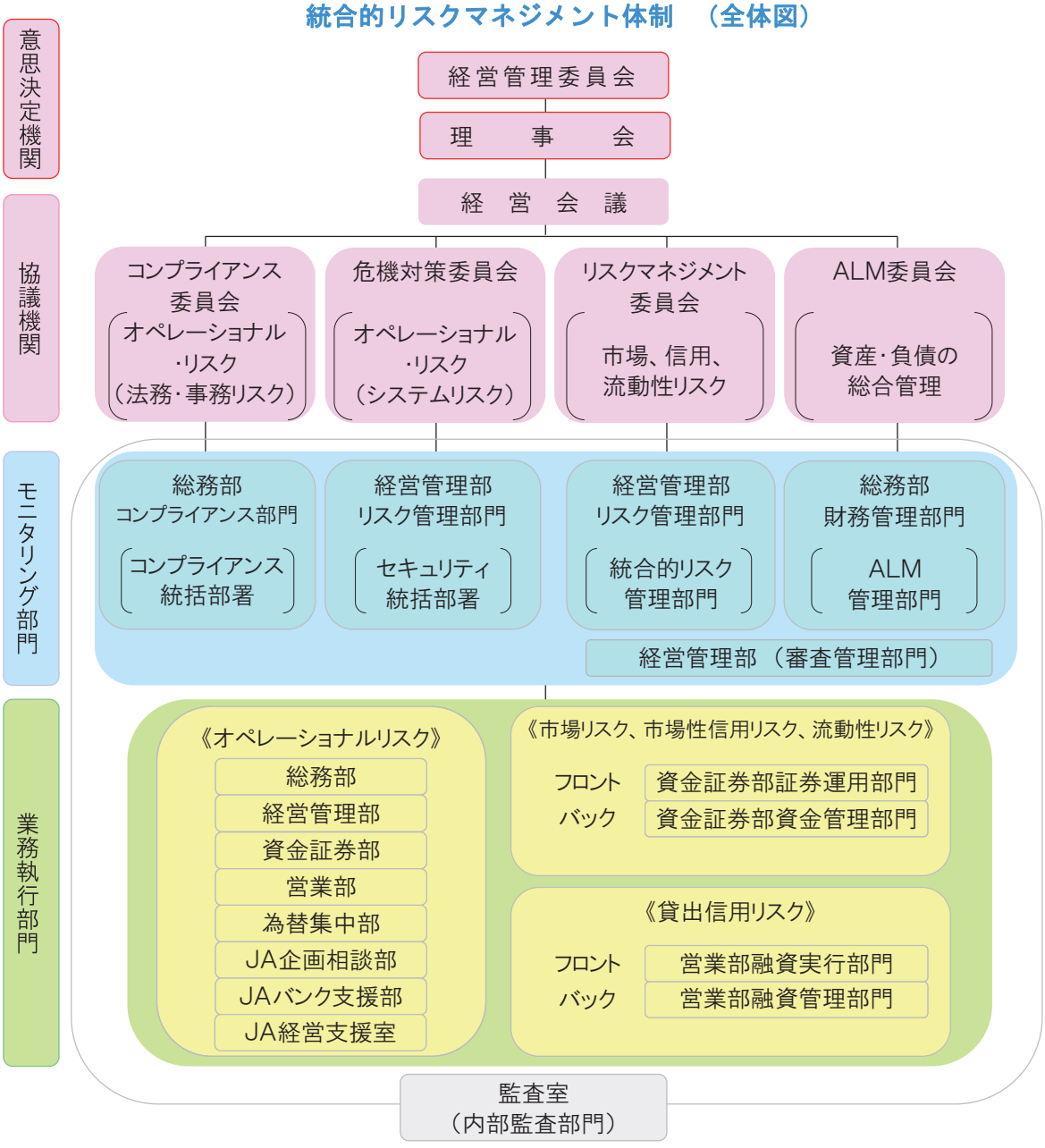

○統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めてそれぞれのリスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことです。

当会では、リスクマネジメント基本方針のもと、リスクの一方的な抑制ばかりではなく経営としての収益性も念頭に置き、双方のバランスのとれたコントロールを目指す統合的リスク管理の運営を行っています。

具体的には、規制資本管理・経済資本管理をリスク管理の中心に据え、計量化の可能な市場リスク管理・信用リスク管理・流動性リスク管理方針に基づくモニタリングおよび経営層への報告を行うとともに、リスク顕在化時においては適切な対応を行うことに努めています。

また、現行リスクマネジメント態勢の限界および弱点を認識し、より高度なリスクマネジメント態勢の構築に向けた取組を行っています。

規制資本管理

農業協同組合法第11条の2に規定されている経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められた要件に基づく規制資本管理を実施しています。

規制資本管理にあたっては、自己資本比率を算出するうえで必要な各システムのデータ整備を時点ごとに適正に行い、正確な自己資本比率の把握に努めるとともに、警戒水準自己資本比率にかかるモニタリング・報告ならびにリスク顕在化を未然に防ぐために必要な分子項目・分母項目の管理を行うことにより、適切な水準の自己資本比率を維持し、健全性を確保することに努めています。

経済資本管理

自己資本をベースとする経営体力に見合う範囲でリスクテイクを行うことによって経営の健全性を確保し、同時にリスク・リターン特性を踏まえた資産運用を行うことにより、収益性・効率性の向上を目指す経済資本管理を実施しています。

経済資本管理にあたっては、自己資本額のうち規制資本管理上必要となる部分（規制資本）以外の配賦可能資本を、各フロント部門が所管する市場リスクならびに信用リスクについて配賦し、リスクテイクが配賦枠内で行われているかモニタリングを行うとともに、配賦枠に対し超過する場合および経済資本上の再配賦余力が低下し全体のリスク許容のバッファが低下する可能性が高い場合は、必要に応じて適切な対応策を実行することにより、健全性を確保することに努めています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。

当会にとって市場リスクは極めて重要な収益源であり、経済資本管理において配賦される経済資本の範囲内においてリスクテイクを行うことにより、リスクバランスを考慮した効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保に努めています。

また、ミドル部門とフロント部門における牽制体制のもと、リスクを早期に把握するため、ポジション枠の遵守状況ならびに評価損益管理にかかる各種アラームポイント等にかかるモニタリング・報告を行い、許容水準以上に市場リスクが顕在化することを未然に防ぐための適切なリスク管理を実施しています。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。

当会にとって信用リスクは極めて重要な収益源であり、経済資本管理において配賦される経済資本の範囲内においてリスクテイクを行うことにより、リスクバランスに配意した効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保に努めています。

また、ミドル部門とフロント部門における牽制体制のもと、各種限度額の遵守状況ならびに格付別・業種別の与信分布状況および個別与信先の信用状況にかかるモニタリング・報告を行うことにより、信用エクスポージャーの保全管理に努めています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができない、または通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）および運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）のことです。

当会にとって流動性リスクを管理することは極めて重要であり、適切な内部管理体制のもと、市場ポートフォリオ運営における投資商品ごとの市場流動性リスクの検証ならびに資金繰り状況について定期的に検証を実施し適切なモニタリング・報告を行うことにより、流動性リスクが顕在化することを未然に防止することに努めています。

業　績

○損益の推移

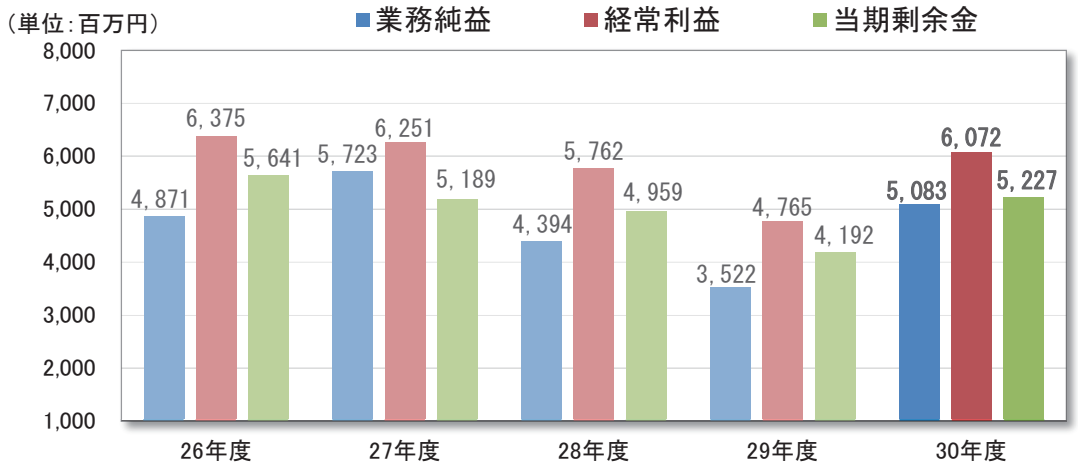

損益の状況

低金利環境が常態化するなか、効率的な資金運用に努めた結果、経常利益は60億円、当期剰余金は52億円となりました。

○自己資本比率の推移

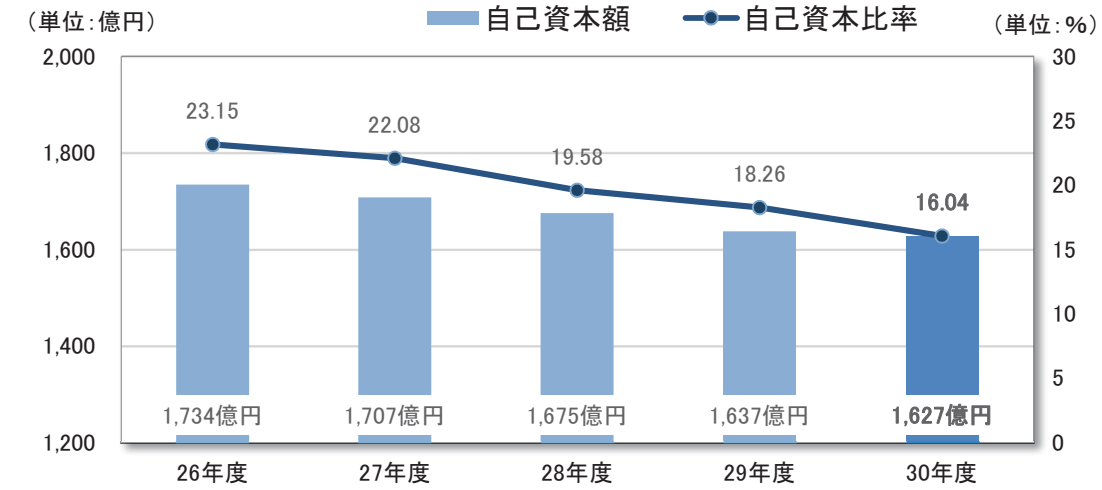

自己資本比率

貸出金、有価証券等の増加を主因としたリスク・アセットの増加および期限付劣後債務の資本性の減少等により、自己資本比率は前期比2．22ポイント減少の16．04％となりました。

○貯金残高の推移

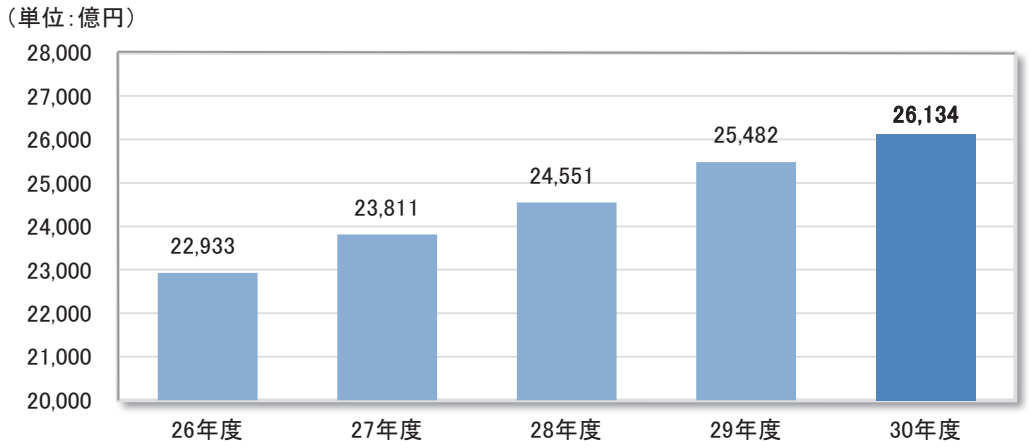

調　達（貯金）

県下JA、連合会および法人より資金をお預かりしています。貯金残高は県下JAを中心に期中651億円増加し、期末残高は2兆6，134億円となりました。

○貸出金残高の推移

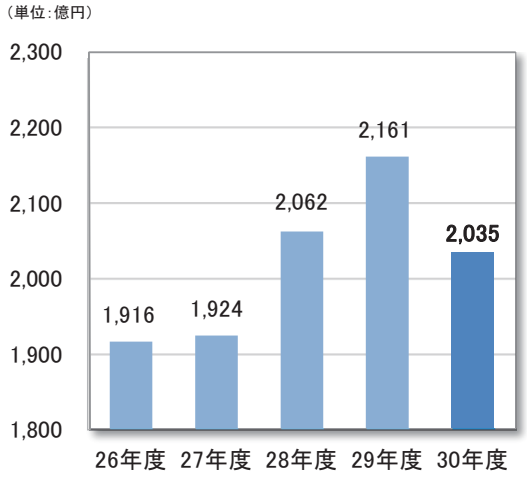

○不良債権残高・比率の推移

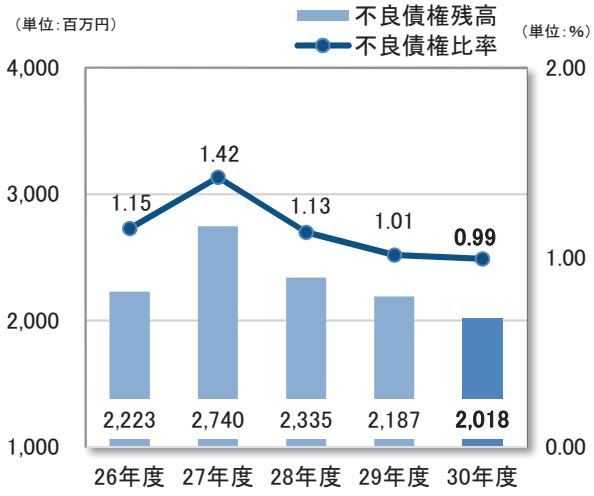

※金融再生法開示債権

運　用（貸出金、余裕金）

貸出金については、農業のメインバンクとして、農業所得増大と地域活性化への貢献がより一層求められるなか、農業関連企業を中心に融資業務推進に注力したものの、農林中央金庫向け期限付劣後ローンの半額が償還された結果、貸出金残高は期中126億円減少し、期末残高は2，035億円となりました。

なお、不良債権比率については、約定弁済等により、金融再生法に基づく開示対象債権が減少し、不良債権比率は前期比0．02ポイント減少の0．99%となりました。

余裕金については、市場リスクおよび流動性リスクを踏まえ、効率運用に取組んだ結果、預け金の期末残高は1兆9，282億円、有価証券（金銭の信託を含む）の期末残高は6，649億円となりました。

ＪＡバンク自己改革の取組

岐阜県下JAグループでは、第29回岐阜県JA大会にて、JAグループの自己改革に邁進すべく、「『創意工夫による自己改革の完遂』～農業者の所得増大と地域の活性化に全力を尽くす～」をテーマに、「農業者の所得増大の実現」、「総合性の発揮による地域の活性化」、「自己改革の実践を支える経営基盤の確立」を基本方針として決議いたしました。

当会は、これらを受けて、「岐阜県下JAバンク中期戦略（平成28年度～平成30年度）」に掲げるJAバンク自己改革（3本の柱）の完遂のためにJAの具体的実践事項にかかる取組を支援するとともに、一金融機関として、農業金融・地域密着型金融の取組を強化してまいりました。

〔JAバンク自己改革の3本の柱〕

・農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応
・農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献
・JAが営農経済事業に全力投球できる環境整備

〔JAバンク自己改革と事業戦略の関係イメージ図〕

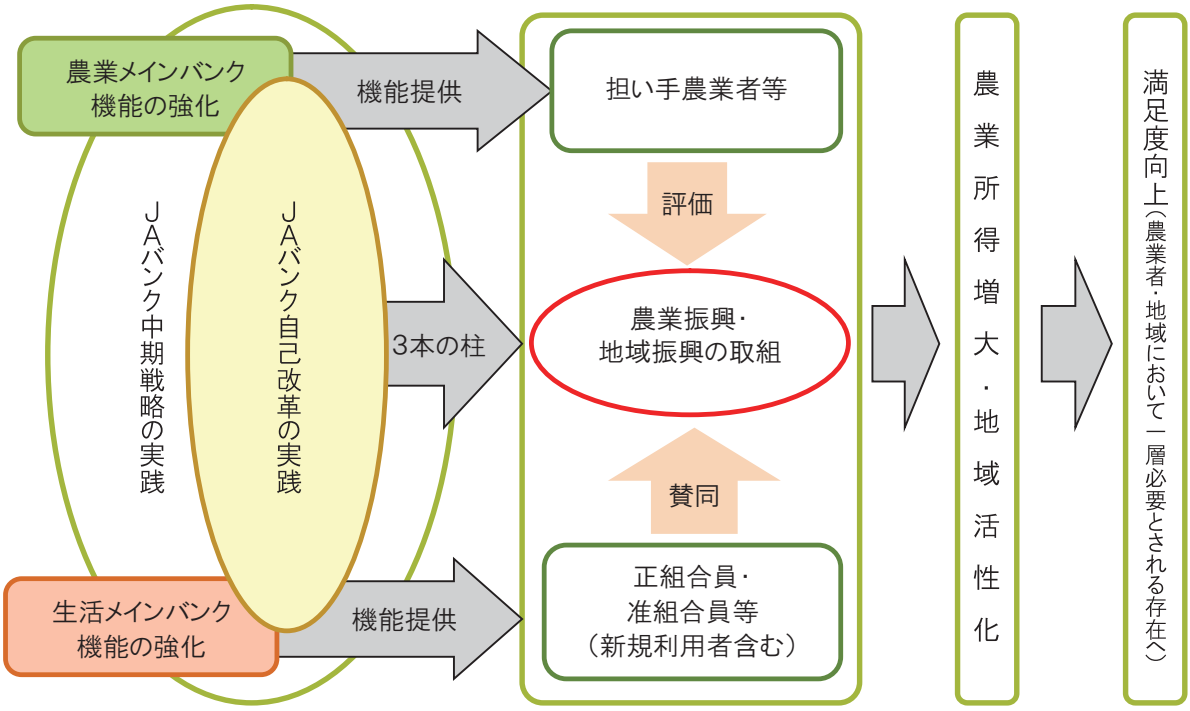

また、第30回岐阜県JA大会にて、「協同の力で農業と地域を未来につなぐ」を取り組みの基本方針とし、「農業者の所得増大の実現」、「協同による地域の活性化への貢献」、「総合事業機能発揮のための経営基盤強化」への取り組みを決議したことを受け、「岐阜県下JAバンク中期戦略（2019～2021 年度）」においては、他業態と差別化した価値を提供しつつ、持続可能な収益構造を構築し、組合員・利用者とともに発展する姿を目指してまいります。

「食と農」を意識した広報・ＰＲ

岐阜県下JAバンクが、農業メインバンクとして農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ取組を行っていることを広く知っていただくため、「ぎふの農業人」と題し、担い手農業者等の働く姿、農畜産物に対する想い、JAとの繋がり等を、中日新聞・岐阜新聞にシリーズで紹介しました。

「ぎふの農業人第9回」
中津川市で「夏秋トマト（麗夏）」を生産する担い手農業者を取り上げ、栽培へのこだわりと産地として想い等を紹介しました。
（平成30年7月6日掲載）

「ぎふの農業人第10回」
輪之内町で「懸崖菊」を生産する担い手農業者を取り上げ、全国シェア6割を占めるまでの過程や特産品として継承する喜び等を紹介しました。
（平成30年10月5日掲載）

「ぎふの農業人第11回」
多治見市で「いちご」を生産する担い手農業者を取り上げ、観光農園を通じて地域を活性化するとともに次世代に継承する想い等を紹介しました。
（平成31年1月4日掲載）

「ぎふの農業人第12回」
関市で「コメ（あきさかり）」を生産する担い手農業者を取り上げ、地域のブランド化に向けた取組と、生産者としての想い等を紹介しました。
（平成31年4月5日掲載）

地域貢献情報

当会は、県内を事業区域として、県内のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としています。その資金を、資金を必要とする農家組合員の皆さまや、JA・農業に関連する企業・団体のほか、地方公共団体および県内に事務所を置く一般企業等にもご利用いただいています。

当会は、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでまいりたいと考えています。

地域からの資金調達の状況

貯金残高(譲渡性貯金含む)

平成31年3月末　　(単位:百万円)

資　格	残　高
正会員	2,576,770
准会員	12,143
正会員の組合員	80
地方公共団体	1,339
公社等	452
その他	22,621
合計	2,613,408

県下JA等会員、地方公共団体および関係団体より2兆5,907億円をお預かりしており、貯金全体に占める割合は、99.1%となっています。

地域への資金供給の状況

貸出金残高

平成31年3月末　　(単位:百万円)

資　格	残　高
正会員	2,531
准会員	600
正会員の組合員	609
地方公共団体	2,955
その他	196,827
合計	203,524

平成31年3月末現在貸出金残高は2,035億円で、そのうち会員向け資金は37億円、地方公共団体向け資金は29億円、その他のうち、県内に事務所を置く一般企業向け資金は1,607億円となっており、貸出金全体に占める割合は78.9%となっています。

農業者等の経営支援および地域密着型金融への取組

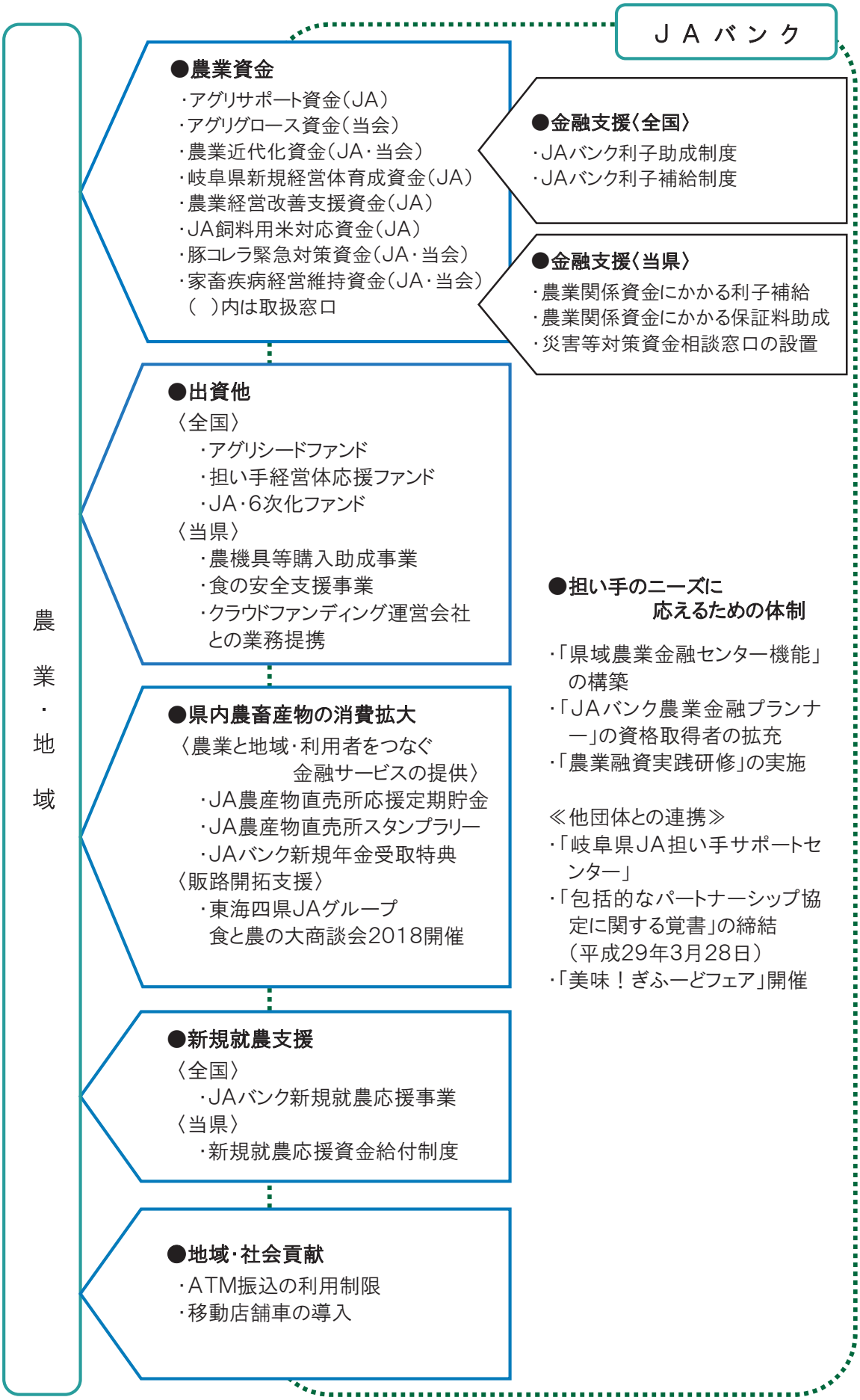

担い手のニーズに応えるための体制

当会では、JAバンク支援部にて「県域農業金融センター機能」を構築するとともに、県中央会、全農岐阜県本部との連携により、県域における担い手農業者等への総合的な支援機関として「岐阜県JA担い手サポートセンター」を運営し、JAごとに設置されている担い手金融リーダー、農業融資担当者およびTAC等営農部門との連携強化に取組んでいます。

○他団体との連携

農業関係団体との連携の取組として、平成29年3月28日、当会は、岐阜県農業法人協会、岐阜県中央会（岐阜県JA担い手サポートセンター）および農林中金（名古屋支店）と、県内農業法人に対する金融支援強化、経営支援ならびに県内農業の更なる発展を目的とした「包括的なパートナーシップ協定に関する覚書」を締結しました。

本協定では、岐阜県内の農業法人等に対する円滑な金融支援・販路開拓など、農業法人の経営発展に資する事項や県内農業の発展に寄与する事項が盛り込まれており、信連が県の農業法人協会とパートナーシップ協定を締結する全国で初めての取組となりました。

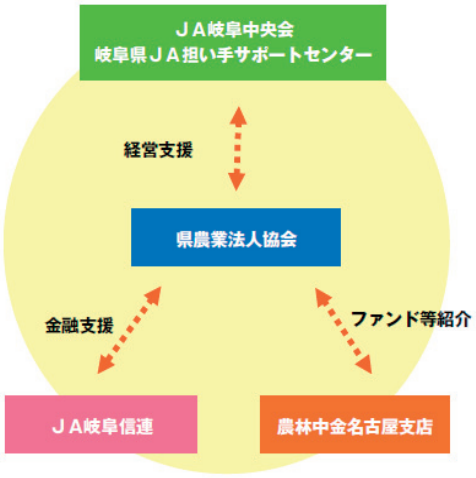

〈協定のイメージ〉

○「美味！ぎふーどフェア」開催

岐阜県農業法人協会等と締結した「包括的パートナーシップ協定」に基づく取組みの一環として、平成31年2月26日から3月2日にJA東京アグリパーク（東京都渋谷区）にて「美味！ぎふーどフェア」を開催しました。

「美味！ぎふーどフェア」は、首都圏における岐阜県産農畜産物のPR・販売を行い、多数の来場者で賑わいました。

○人材育成

多様化する農業者の金融ニーズに応えるため、JA職員短期実践研修の一環として「農業融資実践研修」を実施するとともに、JAバンク独自の農業融資資格制度である「JAバンク農業金融プランナー」の資格取得を奨励しています。

JAバンク農業金融プランナー	JA	信連	計
28年度	89人	59人	148人
29年度	121人	67人	188人
30年度	144人	76人	220人

主な農業資金

県の制度資金である農業近代化資金をはじめ、農業経営に必要な設備資金や運転資金に対応するアグリサポート資金、農業生産及び農産物の加工・流通・販売等に対応するアグリグロース資金等をご用意しています。

また、岐阜県等と連携し、大口の初期投資を必要とする畜産農家等の新規就農者に対する資金として、県の制度資金である岐阜県新規経営体育成資金の取扱いを行っております。

農業資金の詳細については、p47の「農業者向けご融資」をご覧ください。

○農業融資残高の推移

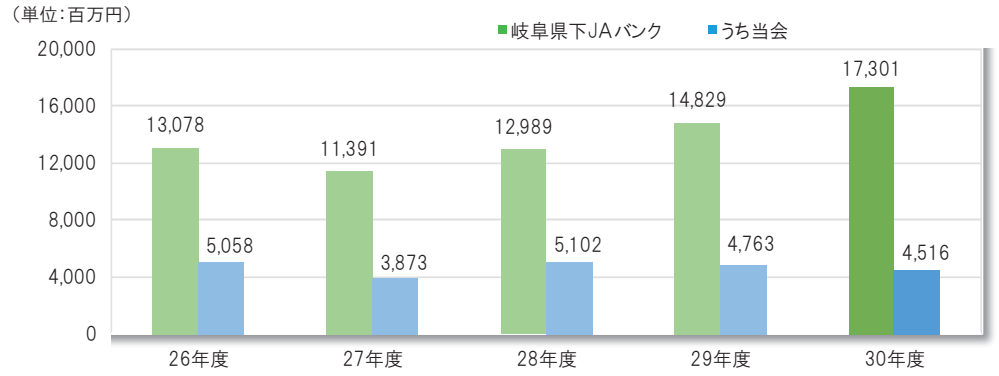

※残高は、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

○新規実行推移

商品名	県下JAおよび当会での取扱い				資金の内容
	窓口	年度	件数	実行金額	
アグリグロース資金	当会	28年度	6件	49百万円	農業生産及び農産物の加工・流通・販売等に関する設備資金及び運転資金
		29年度	11件	191百万円	
		30年度	12件	177百万円	
アグリサポート資金	JA	28年度	287件	1，059百万円	農業経営等に必要な設備資金及び運転資金
		29年度	623件	3，268百万円	
		30年度	944件	4，486百万円	

金融支援（当県独自企画）

○利子補給・保証料助成

当会では、厳しい経営環境に直面する多様な農業の担い手に対し、農業経営の安定化・効率化を支援することを目的として、全国企画である「JAバンク利子助成制度」「JAバンク利子補給制度」とは別に、農業関連資金にかかる利子補給を実施し、低利資金の融通による借入負担の一部軽減を行っています。

なお、平成26年農家経営安定特別対策融資については、当会、全農岐阜県本部および全共連岐阜県本部の3連合会による利子補給を実施しています。

また、農業担い手育成・確保の観点から、JAが取り扱う農業資金の借入者が負担する岐阜県農業信用基金協会の保証料を助成し、次代を担う農業の担い手を支援しています。

利子補給	件数	
	アグリサポート資金	農業経営改善支援資金
29年度	1，310件	14件
30年度	2，061件	13件

対象資金	アグリサポート資金、農業経営改善支援資金 平成26年農家経営安定特別対策融資

保証料助成	件数
29年度	595件
30年度	807件

対象資金	岐阜県新規経営体育成資金、農業近代化資金 アグリサポート資金、JA飼料用米対応資金

○災害等にかかる資金相談窓口の設置

平成30年7月の豪雨災害、平成30年9月に発生した台風21号および豚コレラ発生について、被害を受けた農家・農業法人向けに資金相談窓口を設置しました。

金融支援（全国企画）

JAが資金対応するアグリサポート資金や農業近代化資金等を対象に、「JAバンク利子助成制度」を実施しています。

なお、本制度については、平成26年12月をもって新規募集を終了しておりますが、既往案件への利子助成を継続しています。

さらに、「JAバンク利子助成制度」の新規募集が終了したことを受け、平成27年1月より「JAバンク利子補給制度」を導入し、低利にて資金融通することにより、農業経営の安定化・効率化に向け支援しています。

なお、本制度については、平成31年3月をもって新規募集を終了しておりますが、既往案件への利子補給を継続しています。

対象資金　アグリサポート資金、アグリグロース資金、農業近代化資金
農業経営改善促進資金、JA飼料用米対応資金等

出資他

○出資

岐阜県下JAバンクでは、農業法人の資金調達手段の一つとして、下表のファンドを取り扱っており、長期的な視野に立って、支援に取組んでいます。

ファンド	アグリシードファンド	担い手経営体応援ファンド	JA・6次化ファンド
取扱機関	アグリビジネス投資育成（株）		農林水産業協同投資（株）
投資対象	農業法人・農業関連法人		6次産業化認定事業者
期間（原則）	10年	15年	10年
特徴	資本過小ながらも技術力のある地域の中核的な農業法人を対象	地域農業の担い手となる大規模農業法人を対象	6次産業化に積極的な農業法人を対象
実績累計	5件・35百万円	―	―

○農機具等購入助成事業

地域の中核となる担い手農業者等の経営支援を目的として、県内の農業法人および集落営農組織等を対象に、農機具等購入にかかる費用の一部助成を行いました。

購入助成	件数	金額
29年度	121件	122百万円
30年度	117件	118百万円

○食の安全支援事業

県内農畜産物の安全確保・品質向上による販売力強化を目的として、担い手農業者等が取組む「GAP（農業生産工程管理）認証」の取得・維持にかかる費用の一部助成を行いました。

助成	件数	金額
29年度	5件	1，058千円
30年度	13件	3，220千円

○クラウドファンディング運営会社との業務提携

県内農業法人をはじめとする地域事業者の皆さまの商品開発、販路開拓等の支援を目的として、購入型クラウドファンディングサイトの事業パートナーを務める株式会社新東通信と平成30年6月に業務提携をしました。同社が事業パートナーを務めるクラウドファンディングサイト「夢チューブ」および「未来ショッピング」等を活用したクラウドファンディングの利用を紹介し、県内農業の更なる発展ならびに地域経済の活性化に向けた取組を積極的に推進しています。

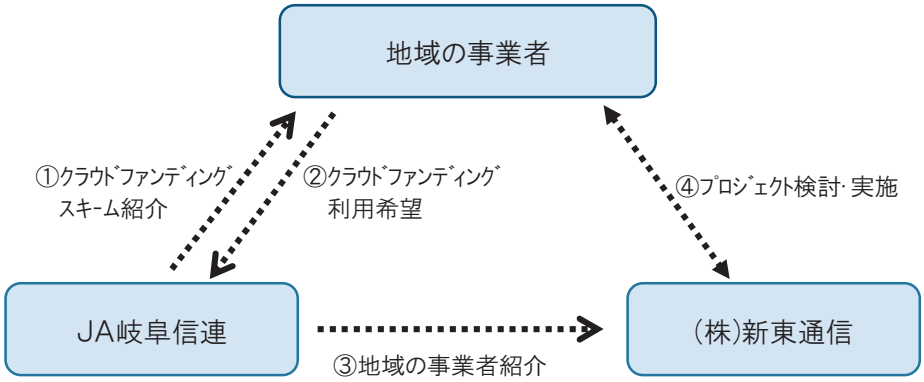

※クラウドファンディングとは

インターネットを通じて、新商品等のアイデアに対し共感を得た不特定多数の方々から、そのアイデアの実現に必要な資金を募る仕組みです。資金調達以外にも、販路拡大およびマーケティングとしての活用も期待されています。

取組事例

岐阜県立岐阜農林高等学校は、旧徳山村発祥の「徳山唐辛子」の加工品開発・特産化にかかる研究を行っており、研究活動費用の一部をクラウドファンディングにて調達しました。

県内農畜産物の消費拡大

○東海四県JAグループ食と農の大商談会2018開催

平成30年11月8日に、東海四県信連主催により、担い手農業者等の所得向上・販路拡大を目的とした「東海四県JAグループ 食と農の大商談会2018」を開催しました。

東海四県JAグループによる商談会は、東海四県域の魅力あふれる農畜産物を一堂に集めた商談会として、セラー・バイヤー間で活発な商談が行われました。

本商談会については、今回で4回目の開催となり、東海地区最大規模の農畜産物商談会となりました。

開催年度	出展者	来場者
2016	103団体	1，391名
2017	114団体	1，508名
2018	100団体	1，432名

○JA農産物直売所応援定期貯金
JA農産物直売所スタンプラリー

平成31年4月8日から6月7日にかけて、「農協全国商品券」を総付景品とした「JA農産物直売所応援定期貯金」を販売しました。

本商品は、地域住民の方々に県内農業の応援団になっていただき、JA農産物直売所の利用促進を通じて農業者の所得増大を図ることを目的としており、JA農産物直売所を3回ご利用のうえご応募いただくと、抽選で賞品が当たる「JA農産物直売所スタンプラリー」も併せて実施しています。

○JAバンク新規年金受取特典

年金受給者世代に対して、JA農産物直売所の活性化による県産農畜産物の消費拡大を目的として、平成31年4月1日から令和2年3月31日の間、年金受取口座をJAへ新規指定・指定替えいただくと、抽選で「農協全国商品券」が当たる「JAバンク新規年金受取特典」を実施しています。

新規就農支援

将来の県内農業の担い手として期待される新規就農者を育成するため、研修を行う農家等を支援することを通じて、新規就農希望者の独立就農を後押しし、地域農業の振興・発展に貢献すべく、「JAバンク新規就農応援事業」を展開しました。（本制度については、平成31年3月をもって新規募集を終了しております。）

また、平成28年4月より、就農意欲の喚起と就農後の農家経営の安定を図ることを目的として、県下JAグループの担い手育成事業にかかる研修を修了した新規就農者を対象に、農業経営開始直後の営農をサポートするための資金を給付する「新規就農応援資金給付制度」を実施しています。

給付制度累計（期末現在）	人数	金額
29年度	10名	2，040千円
30年度	20名	4，000千円

○ATM振込の利用制限

高齢者を狙ったニセ電話詐欺の被害が後を絶たないなか、岐阜県下JAバンクでは被害の未然防止を図る観点から、平成30年4月より全国のJAバンクに先駆けて、高齢者のキャッシュカードによる県下全ATMでの振込取引の利用制限を開始しました。

対象となるお客さまは、70歳以上のお客さまのうち、過去1年間、JAキャッシュカードによるATMでの「お振込み」のご利用のない方とし、振込取引の際は窓口へ来店していただくこととなります。

また、利用制限開始に合わせ、岐阜県警と連携し、チラシ配布による利用者への周知と注意喚起を行いました。

○移動店舗車の導入

県下JAグループでは、平成29年度より移動店舗車を導入しています。

移動店舗車では、当座性貯金の入出金、定期性貯金の受入、公共料金・税金納付等の業務等を行っており、令和元年7月現在、岐阜県下2JAにおいて運行しています。

また、大規模災害発生時には、移動店舗を被災地に派遣し、被災JAの支援を行うこととしています。

文化的・社会的貢献に関する事項

JAバンク食農教育応援事業

農業および地域社会の貢献・支援事業の一環として、子どもたちに対する食農や環境保全にかかる教育を目的として「JAバンク食農教育応援事業」を展開しています。

教育活動助成事業では、JA等による子どもたちを中心とした食農・環境保全・金融経済の教育実践活動に対し、費用助成を行っています。

教材本贈呈事業では、子どもたちに、食料を生産する「農」の役割や重要性、自然・社会環境と「農」とのつながり等、農業に対する理解を深めていただくことを目的に、県内の小学5年生等に対し補助教材本、約22，400冊を贈呈しています。

公益信託「JA・岐阜県信連民俗文化財振興基金」

平成13年3月に設立した公益信託「JA・岐阜県信連民俗文化財振興基金（拠出額1億円）」により、岐阜県内各地の民俗文化財・民俗芸能の保存・伝承活動に取組んでいる団体や個人に対する助成活動を通して地域文化活動を応援しています。

年度	団体数	助成額
第16回（28年度）	14団体	6，216千円
第17回（29年度）	10団体	4，207千円
第18回（30年度）	12団体	4，926千円
助成累計	203団体	88，179千円

学校給食地産地消推進事業支援

学校給食において、地元産農畜産物をはじめとする安全・安心な県産農畜産物を積極的に活用していただき、児童・生徒が「食」を選択する力を習得するとともに、将来にわたって県産農畜産物に愛着を持つことによる継続的な消費の拡大を図ることを目的として、県下JAグループ、県、市町村が一体となって取組んでいます。

当会および県下JAグループは、学校給食センターにおける県内農畜産物の購入費を一部助成し、県産農畜産物の消費を積極的に推進しています。

JA農業教育支援事業

産学連携による県産農畜産物の付加価値向上・地域貢献を目的として、県内の農業関連学科設置高校を対象に、県産農畜産物を利用したブランド商品の開発ならびに地域農業の活性化をテーマとした研究活動費用の一部助成を行いました（平成30年度実績：13件、3，201千円）。

また、助成対象研究の成果発表として、平成30年12月14日に「JA農業教育支援事業プロジェクト発表大会」を開催しました。

岐阜県学校農業クラブ連盟への支援

県下JAグループは、岐阜県内の農業関連学科設置高校7校の生徒約2，900名が所属する岐阜県学校農業クラブ連盟が進めているプロジェクト「2020年東京オリンピック・パラリンピック避暑対策　グリーンカーテン＆瓢箪イルミネーション」の活動に対し、支援しています。

このプロジェクトの活動目的は、「地球温暖化対策」「岐阜県の瓢箪文化を世界に発信」「憩いのスペースを提案」「イルミネーションで昼も夜も楽しく」の4つであり、東京オリンピックのマラソンコース周辺への設置を目指しています。

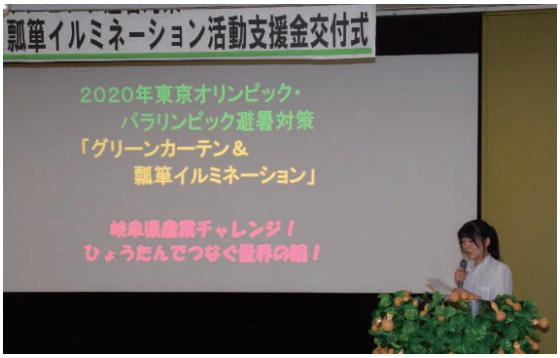

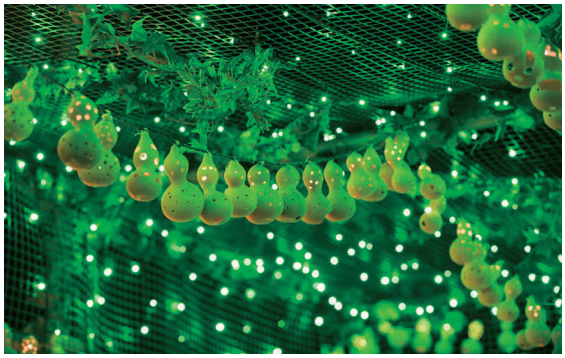

JAバンク消防団水防団応援プラン

岐阜県から交付される「岐阜県消防団員・水防団員カード」をJAバンクの窓口でご提示いただいた方に、マイカーローン、教育ローンおよびフリーローンについて金利を引下げするJAバンク消防団水防団応援プランを展開しています。

JAバンク子育て応援プラン

市町村役場または県子育て支援課で発行する「ぎふっこカード」をJAバンクの窓口でご提示いただいた方に、マイカーローン、教育ローンおよびフリーローンについて金利を引下げする等県下JAと一体となって子育て応援プラン（家族だんらん計画）を提供しており、18歳未満のお子様が3人以上いらっしゃる世帯・3人目のお子様を妊娠中の方がいらっしゃる世帯に発行される「ぎふっこカードプラス」をご提示いただいた方に、さらに金利優遇を行う「家族だんらん計画プラス」の提供をしています。

また、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」への登録企業の従業員様向けプラン（家族だんらん計画α）にも取組んでいます。

平成28年4月1日からは、内閣府の推進する子育て支援パスポート事業に賛同し、他県で発行された子育て支援カードをご提示いただいた方にも「家族だんらん計画」と同様の金利優遇を行うなど、支援の拡充に努めています。

「全日本大学駅伝対校選手権大会」サポート

平成30年6月10日にJAバンクが特別協賛している全日本大学駅伝対校選手権大会東海地区選考会が、名古屋市のパロマ瑞穂スタジアムで開催され、本会役職員が大会運営のスタッフとしてサポート・応援を行いました。

また、熱田神宮から伊勢神宮までを走る平成30年11月4日の本戦でも、同様にサポート・応援を行いました。

スポーツ大会等に協賛

子どもも高齢者も、障害のある方もない方も県民みんながレクリエーションに触れることができる大会として、平成30年9月から11月に県内全域で開催された「ぎふ清流レクリエーションフェスティバル」に協賛しました。

また、県下JAグループとして、平成31年4月28日に開催された「第9回高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン」に協賛しました。

年金友の会スポーツ大会

高齢者の生活充実対策および年金友の会の活動促進を図ることを目的として、年金友の会スポーツ大会を開催しています。

平成30年度は「第9回岐阜県JAグラウンド・ゴルフ大会（平成30年10月4日開催）」、「第5回岐阜県JA年金友の会ゴルフ大会（平成30年10月30日開催）」ならびに「第33回岐阜県JAゲートボール大会（平成30年11月15日開催）」を開催しました。

各JAで開催された地区予選を勝ち抜いた約600名の選手が、ハイレベルなプレーを繰り広げながら交流を深められました。

ピンクリボン運動

岐阜県下JAバンクは、ピンクリボン運動の趣旨に賛同し、一人でも多くの女性に乳がんへの関心を持っていただくための取組を進めています。

平成30年度は、JA窓口等での乳がん啓発リーフレットの配布、駅前等でピンクリボン運動の啓発活動を実施し、厚生連病院と提携した「乳がん検診クーポン券付き定期貯金・定期積金」を販売しました。

東日本大震災関連支援活動

県下JAグループでは、原発事故に伴う放射性物質拡散により風評被害を受けた畜産農家を支援するため、東日本大震災関連特別融資に対する利子補給や肉用牛全頭検査の費用負担を行っています。

トピックス

岐阜県ＪＡバンク大会開催

令和元年5月23日に岐阜県JAバンク大会を開催し、平成30年度優績JA表彰、優績JA店舗表彰および信用事業担当優績者表彰を行いました。

また、岐阜県下ＪＡバンク中期戦略（2019～2021年度）の初年度として、中期戦略の着実な実践により、農業・地域の発展への貢献という基本的使命を果たすため、以下の3点を決議しました。

①農業のメインバンクとして金融仲介機能を十二分に発揮するとともに、農業者の所得増大・満足度向上、地域活性化に資する取組みを不断に実施することで、農業・地域における存在感をより一層高める。

②総合事業の強みを最大限活かし、他業態と差別化した新しい価値を提供するとともに、組合員・利用者に寄り添った提案を徹底することにより、「選ばれ、利用される金融機関」として揺るぎない地位を確立する。

③組合員・利用者からの信頼をより強固にするため、各種施策の実践を担う人材の育成、内部管理態勢の高度化、健全性の確保に取組むとともに、経営資源の再配置、営業店事務の効率化等により、持続可能な収益構造の確立を図る。

ＪＡバンク窓口担当者交流会・渉外担当者交流会開催

平成30年9月5日にJAバンク窓口担当者交流会を、平成30年9月19日にJAバンク渉外担当者交流会を開催しました。

今回の両交流会は、利用者メイン化に向け年金振込、JAカード等のセット推進をメインテーマとして開催し、窓口および訪問時におけるセット推進の具体的な手法・話法等について、活発な議論が交わされました。

機構改革

JAにおける内部管理態勢、経営改善等にかかる指導・支援を効率的に行うため、岐阜県中央会との共通機構として平成31年4月1日付で「JA経営支援室」を設置しました。「JAバンク支援部」が担ってきたJAバンク県本部業務を移管するとともに、岐阜県中央会におけるJAの経営支援に関する業務を連携して行っています。

業務のご案内

貯金業務

米代金をはじめ、農畜産物代金や年金・給与振込などにより地域の皆さまがJAへお預けいただいた貯金は、JA段階において、組合員ならびに地方公共団体等への融資などに活用され、その後の余裕資金を当会がお預かりしています。

また、各種関係団体をはじめ、一般の方々や企業等の法人からも直接ご利用いただいています。

融資業務

県下JAでは、農業に携わる方々への資金をはじめ、地域の皆さまの生活に必要な資金、事業の発展に必要な設備資金・運転資金の融資のほか、市町村等公共団体への融資対応をしており、当会は、こうしたJA段階での融資活動を補完するとともに、地域農業・産業の振興に寄与するため積極的に融資業務を行っています。

また、㈱日本政策金融公庫等の受託金融機関として、農業経営を維持するための各種資金および「政策公庫の教育ローン」等を主にJAを窓口として取扱っています。

為替・決済業務

県下JAはもちろん、全国のJAおよび銀行、信用金庫、信用組合等と地域の皆さまのお仕事や暮しの中で生じる送金や振込、手形・小切手の代金取立などの為替取引を行っています。

また、給与振込や国民年金をはじめとする各種年金の受取、国・県・市町村税等の収納、電気料・電話料・NHK受信料など公共料金の口座振替、各種クレジットカードの代金決済など、皆さまの暮しに密着した決済業務を幅広く取扱い、JAをご利用いただく皆さま方の利便性の向上に努めています。

国債ならびに投資信託窓販業務

国債（新窓販国債、個人向け国債）ならびに投資信託の窓口販売を取扱っています。

資金証券業務

JA等からお預かりした貯金から、農業および地域の発展のための貸付金等を控除した資金（余裕金）について、適切なリスク管理のもと、上部組織である農林中央金庫への預け金や債券・株式等有価証券により効率的な運用を行っています。

ＪＡ企画相談業務

岐阜県下ＪＡバンク中期戦略の策定や、金融商品の企画・開発を行うとともに、ＪＡにおける組合員等利用者へのサービス向上を図るための各種研修を行っています。

また、オンラインシステム（ＪＡＳＴＥＭ）の安定運用に注力するとともに、事務処理の堅確性向上を図るための事務手続研修ならびにオペレーション研修を行っています。

ＪＡバンク支援業務

ＪＡバンク中期戦略のもと、「岐阜県ＪＡ担い手サポートセンター」等と連携し、ＧＡＰの普及促進に向けた「食の安全支援事業」等県域独自の助成事業を展開するとともに、担い手農業者等の販路拡大支援として、「東海四県ＪＡグループ 食と農の大商談会２０１８」を開催するなど、農業・地域の成長を支援するため金融仲介機能を発揮し、ＪＡバンクの存在意義を高めるとともに、農業所得増大と地域活性化の実現に取組んでいます。

また、組合員・利用者ニーズに即した事業展開を通じて、利用者基盤の維持ならびに貯金の質的向上に取組むとともに、県産農畜産物の消費拡大に資する金融商品の提供などに取組んでいます。

また、ＪＡバンクの農業・地域に貢献する取組を積極的・効果的に情報発信することで、組合員ならびに地域から評価・賛同を得ることを目指すとともに、農業メインバンクブランドの確立、イメージアップに取組んでいます。

併せて、「ＪＡバンク岐阜県本部」の活動方針のもと、ＪＡの資産内容の健全性向上等を図るためモニタリング等を実施するとともに、リスク管理態勢の強化、経営改善に関する支援に取組んでいます。

サービス・その他

全国のＪＡでの貯金の出し入れや、全国の提携金融機関、コンビニにおいても払戻し等のできるキャッシュサービス、キャッシュカードで買物等の代金を支払うことができるデビットカードサービス、パソコン・スマートフォン・携帯電話を利用して残高照会、振替・振込等をインターネットで行うＪＡネットバンクなど、お客さまの利便性向上につながる取組に努めています。

当会・ＪＡの主な商品・サービス

貯金商品

種　　類	内　　容	期　　間	預入金額
普　通　貯　金	必要に応じて、いつでも、いくらでも出し入れが自由。給与・年金のお受け取りや、各種公共料金のお支払いにサイフがわりにお使いいただけます。	定めなし	1円以上
決 済 用 貯 金	必要に応じて、いつでも、いくらでも出し入れが自由。給与・年金のお受け取りや、各種公共料金のお支払いにサイフがわりにお使いいただけますが、利息はつきません。	定めなし	1円以上
貯　蓄　貯　金	個人の場合にご利用可能な貯金で普通貯金と同様、出し入れが自由。お預け入れ残高に応じて金利が、自動的に5段階で変わります。ご希望により普通貯金とのスウィングサービスもご利用いただけます。（注1）	定めなし	1円以上
当　座　貯　金	手形・小切手の決済口座としてご利用いただけます。利息はつきません。	定めなし	1円以上
通　知　貯　金	さしあたって必要としないまとまった資金の短期運用にご利用いただけます。	定めなし（ただし、7日間の据置期間が必要です。）	5万円以上
スーパー定期	1円からお預け入れいただけ、個人の場合、お預け入れ期間が3年以上であれば一部支払いができ、半年複利で利息計算いたします。	1か月以上 5年以内	1円以上
大口定期貯金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に高い利回りでご利用いただけます。	1か月以上 5年以内	1,000万円以上
期日指定 定期貯金	個人の場合にご利用可能な貯金で1年間の据置期間を経過した後であればいつでも解約できる貯金で、1年複利で利息計算いたします。	最長3年	1円以上 300万円未満
変動金利 定期貯金	金融情勢に合わせて6か月毎に金利が変わる貯金で、金利上昇時には有利な運用が期待できます。（注2）	1年、2年、3年	1円以上
積立式 定期貯金	一定の日に一定の金額を普通貯金からの振り替え等により期日指定定期貯金、スーパー定期または大口定期として積み立てる貯金で目的に応じ、エンドレス型、満期型、年金型（個人のみ）がご利用いただけます。	エンドレス型 定めなし 満期型 （積立期間） 6か月以上10年以内 （据置期間） 1か月以上3年以内 年金型 （積立期間） 12か月以上 （据置期間） 2か月以上10年以内 （支払期間） 3か月以上20年以内	1円以上

種　　類	内　　容	期　　間	預入金額
定 期 積 金	一定の日に少額ずつ長期に亘って積み立てまとまった資金を作ろうとする方に好適で、目的に応じ、定額式、目標式、逓増式、満期分散式のタイプがご利用いただけます。	6か月以上 5年以内	1,000円以上
譲 渡 性 貯 金	短期の大口資金運用に最適で、満期日前に譲渡し換金することもできます。	7日以上 5年以内	1,000万円以上
総 合 口 座	一冊の通帳の中に支払う･受け取る(普通貯金取引)、貯める･運用する(定期貯金取引)、借りる(当座貸越契約)の3つの機能がセットされ、定期貯金をセットした場合その残高の90%以内で最高300万円までの、また利付国債等をセットした場合、その額面金額の80%以内で最高200万円までの自動融資が各々受けられます。		

(注1) ・ スウィングサービスの取扱いにあたっては、1回毎に 108 円(税込)の手数料をいただきます。
・ 給与等のお受け取りや各種公共料金のお支払いなど自動受取･支払サービスのご利用はできません。
(注2) ・ お預け入れ後 6 か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、その後は 6 か月毎に、預入金額に応じ、その時点で預入した場合のスーパー定期 6 か月ものまたは大口定期 6 か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。

ローン商品

○小口生活ローン

種　　類	内　　容	借 入 金 額	期　　間
マイカーローン	自動車の購入、免許取得･車検費用、車庫建設費用等にご利用いただけます。また、インターネットを利用したお借入申込みも受付けています。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内
教 育 ロ ー ン	就学子弟の入学金、授業料等学校納付金および下宿代等生活資金にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	15年以内 (据置期間を含む)
フリーローン	生活に必要な一切の資金(事業資金、負債整理資金等を除く)にご利用いただけます。	10万円以上 300万円以内	7年以内
カードローン	生活に必要な一切の資金を、必要な時にご利用いただけます。	500万円以内	1年毎の自動 契約更新

(注) 当会ではお取扱いしておりません。お近くのJAにお問い合わせください。

○住宅関連ローン

種　　類	内　　容	借 入 金 額	期　　間
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築･購入･増改築、住宅用土地の購入にご利用いただけます。	10万円以上 1億円以内	3年以上 35年以内 (据置期間を含む)
リフォームローン	住宅の増改築･改装･補修、その他住宅に附帯する施設等の設備にご利用いただけます。	10万円以上 1,500万円以内	6か月以上 15年以内

(注) 当会ではお取扱いしておりません。お近くのJAにお問い合わせください。

○その他

種　　類	内　　容	借入金額	期　　間
賃貸住宅ローン	賃貸住宅の新築・増改築・補改修、画地整理等に要する土地取得、登記費用・火災共済掛金・保証料等諸費用にご利用いただけます。	100万円以上 4億円以内	1年以上 30年以内 （据置期間を含む）
事業者ローン	事業を営むための事業用設備または運転資金にご利用いただけます。	10万円以上 4億円以内	運転資金 5年以内 （据置期間を含む） 設備資金 20年以内 （据置期間を含む）
相続ローン	相続税の支払い等相続に関する資金（相続税および他の相続人への金銭分与相当額）にご利用いただけます。	100万円以上 5,000万円以内	20年以内 （据置期間を含む）

（注）「事業者ローン」「相続ローン」については、当会ではお取扱いしておりません。お近くのJAにお問い合わせください。

上記各種ローンは、融資対象が限られる場合や一定の基準を満たす必要があります。また、ローンのご利用に際しましてはご無理のない計画的なお借入、ならびにご返済にご留意ください。

お借入条件、ご返済方法など詳細につきましては融資窓口にて詳しくご説明、ご相談させていただいておりますのでお気軽にお問い合わせください。

農業者向けご融資

種　　類	窓 口	内　　容	借 入 金 額	期　　間
アグリサポート資 金	JA	農業経営等に必要な設備資金および運転資金 （原則として農業近代化資金等の制度資金で対応できないもの）	基金協会保証付き 個人の場合 3,000 万円以内 但し、認定農業者は 3,600 万円以内 法人・団体の場合 6,000 万円以内 但し、認定農業者は 7,200 万円以内 基金協会保証なし 個人の場合 1,500 万円以内 但し、認定農業者は 1,800 万円以内 法人・団体の場合 3,000 万円以内 但し、認定農業者は 3,600万円以内	基金協会保証付き 15 年以内 （据置期間 3 年含む） 基金協会保証なし 10 年以内 （据置期間 3 年含む）
アグリグロース資 金	当会	農業生産および農産物の加工・流通・販売等に関する設備資金および運転資金	5,000万円以内 ※機関保証を付保する場合はその定めによる。	短期資金 1年以内 長期資金 10年以内 （据置期間2年含む） ※機関保証を付保する場合はその定めによる。
農業近代化資金 （制度資金）	JA 当会	農業経営等に必要な設備資金および運転資金	個人の場合 1,800万円 （県知事特認：2億円） 法人等の場合 2億円 農業参入法人の場合 1億5,000万円	認定農業者 原則15年以内 （据置期間7年含む） 認定農業者以外 原則15年以内 （据置期間3年含む）
岐阜県新規経営体育成資金 （制度資金）	JA	就農開始に必要な前向き資金	3,750万円以内	25 年以内 （据置期間3年含む）
農業経営改善支援資金	JA	JAから借入している農業資金の借換に必要な資金	2,000万円以内	20 年以内 （据置期間2年含む）
JA飼料用米対応資金	JA	水田活用の直接交付金交付までに必要な資金	飼料用米に関する水田活用の直接支払交付金として支払われる金額のうち、JA口座に入金される金額の範囲内	生産年の交付金交付期限である生産年翌年の3月末まで
豚コレラ緊急対策資金 （制度資金）	JA 当会	所有する家畜の殺処分等を実施した農業者が国の手当金等を受給するまでの間に必要な資金	県が貸付案件ごとに個別に認める額	令和元年12月31日までの間

種　　類	窓 口	内　　容	借 入 金 額	期　　間
家畜疾病経営維持資金 （制度資金）	JA 当会	畜産経営の再開、継続および維持に必要な運転資金	経営再開資金 個人の場合 2,000万円 法人等の場合 8,000万円 経営継続資金・経営維持資金 肥育豚1頭あたり 13,000円 繁殖豚1頭あたり 26,000円	7年以内 （据置期間3年以内）

投資信託・公庫資金等

種　　類	内　　容
国　　債（注）	長期利付国債、中期利付国債、個人向け国債の窓口販売、買取りを行っています。
投 資 信 託（注）	JA日本債券ファンドや農中日経225オープンなどの商品の窓口販売、買取りを行っています。 投資信託は、リスクが少なく安定的に運用できるものから、リスクは高いものの大きな収益が期待できるものまで、様々な資金運用ニーズにあった商品を選ぶことができます。
公 庫 資 金 等	日本政策金融公庫、農業者年金基金などの受託金融機関として、農業経営を維持するための各種資金および「政策公庫の教育ローン」等のお取扱いもしています。
信託代理業務（注）	農中信託銀行の信託代理店として土地信託、特定贈与信託、公益信託等の業務を行っています。

（注） これらの商品は、貯金保険の対象ではありません。また、元本や利息の保証はなく、為替変動リスク等による資産の価値の減少はお客さまが負います。詳しくは窓口にお尋ねください。

その他のサービス

種　　類	内　　容
JAキャッシュサービス	JA・信連のキャッシュカードがあれば、県下はもちろん全国のJAキャッシュサービスコーナーで現金のお引き出し、残高照会、お預け入れ（ATMのみ）がご利用いただけます。さらに、JFマリンバンク・銀行・信金等全国の金融機関、郵便局およびイーネットのキャッシュサービスコーナーでも現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。 また、郵便局、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行のATMでは、お預け入れもご利用いただけます。
デビットカードサービス	ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、JA・信連のキャッシュカードで、買物等の代金支払いができます。 また、JA・信連のキャッシュカードで、キャッシュアウトマークのあるお店のレジ等で現金のお引き出しがご利用いただけます。
給与振込サービス	毎月の給与・ボーナスがお客さまご指定の貯金口座に自動的に振り込まれ、通帳・キャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。

種　　類	内　　容
各種自動受取サービス	各種年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれ、お受け取りの手間が省け、また受け取り忘れもなく、安全・確実です。
各種自動支払サービス	各種公共料金、税金、学校授業料、クレジットカード利用代金などをお客さまご指定の口座から自動的にお支払いになれますので、支払期日を忘れたり、集金日で外出ができないという面倒がなくなります。
家計簿サービス	普通貯金・総合口座等について、お客さまが指定した日を基準に前月1か月間の入金合計金額、出金合計金額および五大公共料金（電気・電話・ガス・水道・NHK）ごとの出金合計金額を、通帳記帳いたします。
ＡＴＭ都度振込	県内JA・信連のキャッシュカードで県下はもちろん全国のJA・信連のATMを利用し振込、振替がご利用いただけます。さらに、JFマリンバンク・銀行・信金等全国の金融機関（一部金融機関を除く）、郵便局のATMを利用し振込が、ご利用いただけます。 なお、振込詐欺による高齢者被害を防止するため、70歳以上のお客さまのうち、過去一年間、JAキャッシュカードによるATMでの「お振込み」のご利用のないお客さまを対象に、県内JAのATMによる振込を制限しています。ただし、お客さまからの申し出により、振込制限対象外とすることができます。
ＪＡカード	このカード一枚で国内はもとより海外でもお買物、ご旅行、お食事などお客さまのサインひとつでご利用いただけます。また急にお金がご入用なときはキャッシングサービスもお受けいただけます。
JAバンク アンサーサービス	ご自宅で、オフィスで、プッシュホン、ファクシミリ、パソコンなどによりリアルタイムで残高照会、入出金明細通知さらには振込や振替が簡単、便利にできます。
ＪＡネットバンク	インターネットに接続可能なパソコン・携帯電話等から残高照会、入出金明細照会、振込・振替、税金・各種料金払込み「Pay-easy（ペイジー）」、定期貯金（通帳式）の預入、住宅ローンの一部繰上返済等がご利用いただけます。 また、㈱マネーフォワードと連携した「マネーフォワード for JAバンク」および「JAバンク かんたん通帳」がご利用いただけます。
法人ＪＡネットバンク （法人・個人事業主向け）	窓口に出向くことなくオフィスのパソコンから残高照会、入出金明細照会がリアルタイムに確認でき、さらには振込・振替、総合振込・給与賞与振込、口座振替も依頼することができます。 また、全国銀行協会が設立した電子記録機関「全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）」のサービスがご利用いただけます。
ネットローン	インターネットに接続可能なパソコン・携帯電話等からマイカーローン、教育ローン等のお申込みができます。さらに、お申込みから融資実行まで一度も来店の必要のない完全非対面取引もご利用いただけます。
メールオーダー	個人のお客さまは、インターネットに接続可能なパソコン・携帯電話等から、総合口座（18歳以上の未成年者の方は普通貯金口座）の開設および住所変更に必要な書類を請求いただけます。

（注）「ネットローン」「メールオーダー」については、当会ではお取扱いしておりません。お近くのJAにお問い合わせください。

主な手数料一覧

為替取扱手数料

（令和元年7月1日現在）

手数料の種類				当会内宛手数料	系統金融機関宛手数料(注1)	系統以外の金融機関宛手数料
振込手数料（1件につき）	電信扱	窓口	5万円以上	540円	756円	864円
			5万円未満	324円	540円	648円
		ATM	5万円以上	無料	308円	617円
			5万円未満	無料	103円	411円
		ｱﾝｻｰｻｰﾋﾞｽ・JAﾈｯﾄﾊﾞﾝｸ・法人JAﾈｯﾄﾊﾞﾝｸ・定時自動送金	5万円以上	無料	206円	515円
			5万円未満	無料	103円	308円
	文書扱	窓口	5万円以上	―	648円	756円
			5万円未満	―	432円	540円
		定時自動送金	5万円以上	無料	206円	515円
			5万円未満	無料	103円	308円
送金手数料（1件につき）			普通扱	―	648円	
代金取立手数料（隔地間）（1通につき）			至急扱	―	864円	
			普通扱	―	648円	

（注）1. 系統金融機関とは、JA、他信連、農林中金、漁協、信漁連です。
2. 系統以外の金融機関キャッシュカードをご利用の際は、振込手数料とは別に、他金融機関利用手数料（108 円）および時間外手数料（108 円）がかかる場合があります。なお、一部取扱いできない金融機関がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。
3. 上記手数料には消費税（8%）が含まれています。

その他の諸手数料

（令和元年7月1日現在）

手数料の種類				手数料
キャッシュカード再発行手数料			1枚につき	1,080円
自己宛小切手発行手数料			1枚につき	540円
残高証明書発行手数料	当会所定の用紙	定例発行	1通につき	540円
		都度発行		756円
	任意の用紙			3,240円
取引履歴明細書発行手数料			1通につき	216円
国債口座管理手数料				無料

（注）上記手数料には消費税（8%）が含まれています。

当会の組織

組織機構図

（令和元年7月1日現在）

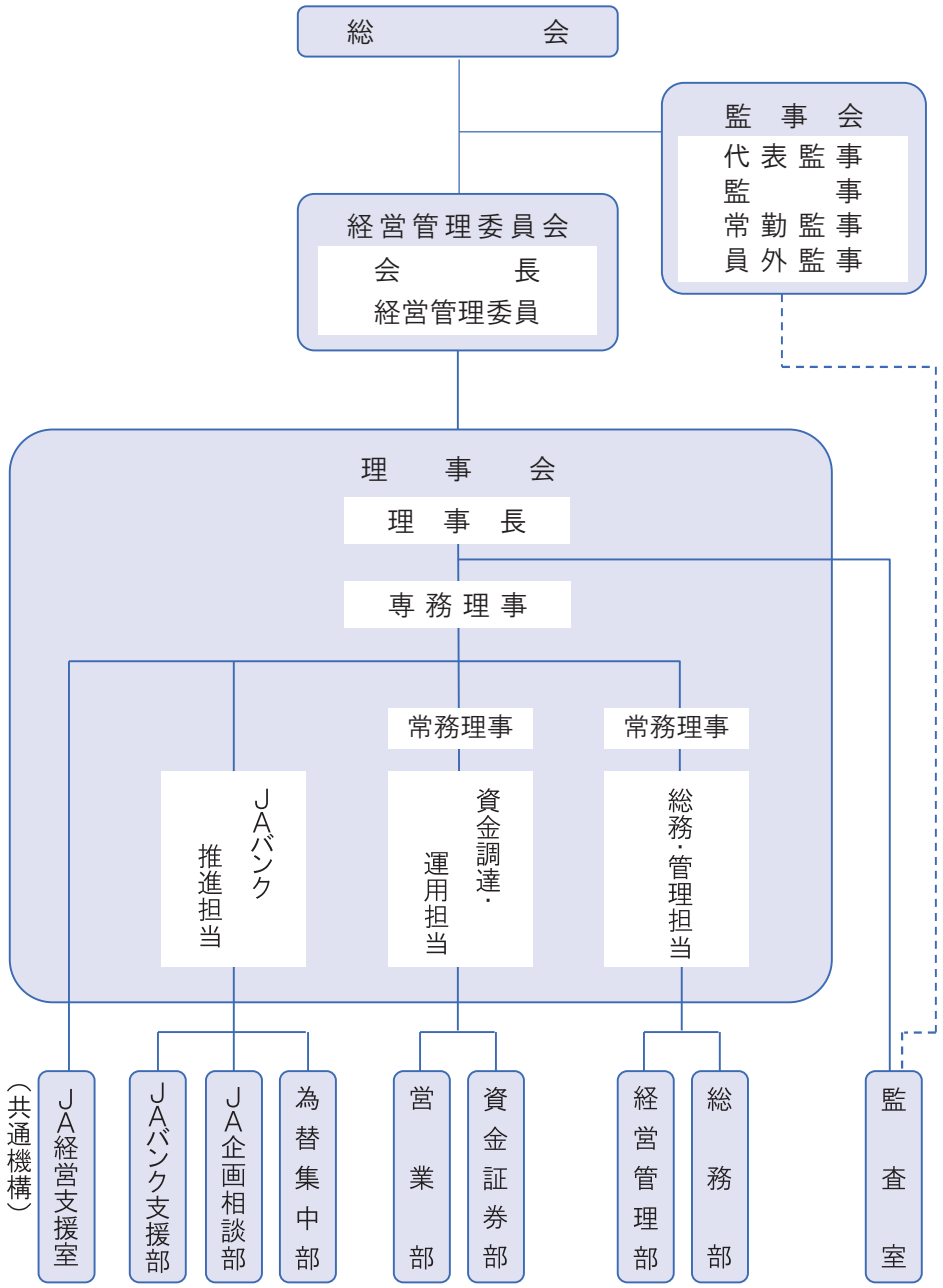

店舗

店舗名	所在地	代表電話番号
本　所	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	058-276-5111

役員一覧

（令和元年7月1日現在）

経営管理委員

経営管理委員会会長	櫻井　宏	（非常勤）
経営管理委員	駒屋廣行	（非常勤）
経営管理委員	堀尾茂之	（非常勤）
経営管理委員	小林　徹	（非常勤）
経営管理委員	山内清久	（非常勤）

理事

代表理事理事長	山田幹人	（常　勤）
代表理事専務	多賀茂樹	（常　勤）
常務理事	渡邉茂典	（常　勤）
常務理事	野津博和	（常　勤）

監事

代表監事	足立能夫	（非常勤）
監事	可知井実	（非常勤）
員外監事	所　寿弥	（非常勤）
監事	臼井　隆	（常　勤）

会員数

資格別	平成30年3月末	平成31年3月末
正会員	15	15
准会員	24	24
合計	39	39

職員数

（単位：人）

区分	平成30年3月末	平成31年3月末
男子職員	88	92
女子職員	41	42
合計	129	134

自動化機器の設置状況

ATM（現金自動預入・支払機）の設置台数

（平成31年3月31日現在）

JA		信連	
店舗内	店舗外	店舗内	店舗外
267	165	1	1

特定信用事業代理業者の状況

「該当する取引はありません」

関連会社の状況

当会は、協同組織金融機関として会員はもとより地域社会に必要とされる高度な金融サービスを提供し、地域経済・社会に貢献することを使命と考えています。

高度情報化の進展により従来の活動分野に加えて、多岐に亘るサービスが求められている情勢下にあって、当会は多種多様なニーズに応えていくため、関連会社である株式会社岐阜県JA電算センターを設立し、県下信用事業全体の業務の効率化、コストの削減に鋭意取組んでいます。

なお、株式会社岐阜県JA電算センターでは、当会、県下JA、中央会等からの情報処理システムの開発・運用等の受託、県下ネットワーク回線の管理を行っています。

○概　況

（平成31年3月31日現在）

会　社　名	株式会社岐阜県JA電算センター
所　在　地	岐阜市宇佐南4丁目13番1号
業　務　内　容	県内JAグループのオンライン事務処理等
設 立 年 月 日	平成17年4月1日
資　本　金	80百万円
当会出資比率	32%
当会議決権割合	32%

○主な財務内容

（平成31年3月31日現在、単位：百万円）

売上高	経常利益	当期純利益	純資産	総資産
915	2	2	97	1，525

当会の沿革・歩み

昭和23年 8月	岐阜県信用農業協同組合連合会設立
29年 4月	農林漁業金融公庫の業務代理開始
34年12月	住宅金融公庫の業務代理開始
39年 4月	岐阜県の指定代理業務開始
44年12月	貯金1000億円突破
46年 1月	県下農協信用事業電算処理開始
46年 4月	系統メール運行開始
52年 4月	農協会館ビル竣工
53年 5月	事務センター竣工
54年 2月	全国銀行内国為替制度加盟
54年 4月	県下農協信用事業オンラインシステム稼動
55年10月	県下農協貯金ネットサービス開始
55年12月	貯金5000億円突破
59年 4月	県下農協信用事業第2次オンラインシステム稼動
59年 9月	全国農協貯金ネットサービス開始
61年12月	貯金1兆円突破
平成 3年 5月	新電算機ACOS-910稼動(第3次オンライン対応)
6年 3月	組織整備に基づき支所を廃止
6年10月	国債等自己窓口販売業務開始
9年 6月	信託代理店業務の取扱開始
10年 1月	日本銀行歳入復代理業務の取扱開始
11年 7月	投資信託の窓口販売業務開始
11年10月	外貨預金業務代理の取扱開始
12年 3月	JAバンクアンサーサービスの取扱開始
12年 5月	郵貯とのCD・ATM提携開始
12年10月	デビットカードサービスの取扱開始
13年 3月	公益信託JA・岐阜県信連民俗文化財振興基金設定
13年11月	JAネットバンクの取扱開始、系統イントラネット開始
14年 1月	JAバンク岐阜県本部の設置
14年 3月	研修センター竣工
15年 1月	県内イントラネットシステムの運用開始
15年 3月	苦情等窓口の設置
15年 6月	経営管理委員会制度の導入
17年 2月	JASTEMシステムへの移行
17年11月	セブン銀行とのATM提携開始
18年 6月	貯金2兆円突破
18年10月	大垣共立銀行とのATM相互開放提携開始、ICキャッシュカード発行開始
19年 5月	セブン銀行・郵貯とのATM入金提携開始
22年 5月	JASTEM新システムへの移行
24年10月	十六銀行とのATM相互開放提携開始
25年11月	コンビニATM2社(イーネット・LANs)とのATM提携開始
26年10月	法人JAネットバンクの取扱開始
27年 5月	JAバンクでんさいサービスの取扱開始
28年11月	他行・他県JAキャッシュカード振込サービスの取扱開始
28年11月	ATMによるマルチペイメント収納サービスの取扱開始
29年 1月	JAネットバンクにおける「オンライン新規申込」の取扱開始
30年 4月	ATMにおける振り込め詐欺防止機能の導入

ＤＩＳＣＬＯＳＵＲＥ　２０１９　資料編

決算の状況

財務諸表 56

損益の状況等

損益の状況 67
諸指標 69

事業の概況

貯金に関する指標 70
貸出金に関する指標 71
有価証券に関する指標 77
有価証券の時価情報 79
金銭の信託の時価情報 80
その他業務に関する指標 81
デリバティブ取引等 81

自己資本の充実の状況

自己資本の状況 82
自己資本の充実度に関する事項 85
信用リスクに関する事項 87
信用リスク削減手法に関する事項 92
派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項 93
証券化エクスポージャーに関する事項 96
オペレーショナル・リスクに関する事項 101
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 102
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 103
金利リスクに関する事項 104

役員等の報酬体系

役員 106
職員等 107
その他 107

決算の状況

財務諸表

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	平成29年度（平成30年3月31日）	平成30年度（平成31年3月31日）	科目	平成29年度（平成30年3月31日）	平成30年度（平成31年3月31日）
（資産の部）			（負債の部）		
現金	2,178	2,343	貯金	2,546,282	2,613,408
預け金	1,862,323	1,928,275	当座貯金	12,457	10,182
系統預け金	1,861,771	1,927,871	普通貯金	5,291	4,936
系統外預け金	551	404	通知貯金	500	400
金銭の信託	3,473	615	別段貯金	672	754
有価証券	625,987	664,363	定期貯金	2,527,348	2,597,116
国債	314,156	320,944	定期積金	11	17
地方債	88,358	87,018	譲渡性貯金	2,000	－
政府保証債	54,321	55,205	借用金	107,500	141,900
金融債	9,013	－	代理業務勘定	200	200
社債	76,913	110,850	その他負債	17,004	20,116
外国証券	17,873	23,841	未払法人税等	220	506
株式	3,764	3,430	貯金利子諸税その他	21	16
受益証券	60,790	62,213	従業員預り金	193	207
投資証券	795	858	仮受金	42	3,952
貸出金	216,172	203,524	資産除去債務	3	3
手形貸付	260	264	その他の負債	1,881	32
証書貸付	146,234	157,566	未払費用	14,368	13,705
当座貸越	8,617	9,616	前受収益	8	8
金融機関貸付	61,060	36,075	未決済為替借	263	1,682
その他資産	3,629	3,096	諸引当金	4,779	4,848
差入保証金	1	1	相互援助積立金	3,703	3,703
仮払金	25	39	賞与引当金	54	58
その他の資産	1,524	136	退職給付引当金	975	1,027
未収収益	1,783	2,564	役員退職慰労引当金	46	59
前払費用	33	34	繰延税金負債	2,903	4,731
未決済為替貸	262	322	債務保証	192	193
有形固定資産	587	988	負債の部合計	2,680,862	2,785,400
建物	379	356	（純資産の部）		
土地	179	590	出資金	70,118	72,118
その他の有形固定資産	28	41	（うち後配出資金）	24,572	26,572
無形固定資産	20	24	利益剰余金	63,685	65,546
ソフトウェア	17	21	利益準備金	30,065	30,905
その他の無形固定資産	3	2	その他利益剰余金	33,619	34,640
外部出資	110,249	134,667	経営基盤安定化積立金	9,400	9,900
系統出資	108,896	133,315	特別積立金	17,194	17,194
系統外出資	1,326	1,326	当期未処分剰余金	7,025	7,545
子会社等出資	25	25	（うち当期剰余金）	4,192	5,227
債務保証見返	192	193	会員資本合計	133,803	137,664
貸倒引当金	△ 1,462	△ 1,366	その他有価証券評価差額金	8,686	13,662
			評価・換算差額等合計	8,686	13,662
			純資産の部合計	142,490	151,327
資産の部合計	2,823,352	2,936,727	負債及び純資産の部合計	2,823,352	2,936,727

損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
	平成29年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）	平成30年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）
経常収益	24,040	24,370
資金運用収益	19,248	19,933
貸出金利息	3,349	3,264
預け金利息	264	200
有価証券利息配当金	4,643	4,181
その他受入利息	10,991	12,286
（うち受取奨励金）	（9,796）	（11,083）
（うち受取特別配当金）	（1,194）	（1,203）
役務取引等収益	2,151	2,135
受入為替手数料	154	177
その他の受入手数料	1,997	1,958
その他事業収益	1,100	1,049
受取助成金	136	165
国債等債券売却益	277	200
金融派生商品収益	3	－
その他の事業収益	684	683
その他経常収益	1,539	1,251
貸倒引当金戻入益	156	89
株式等売却益	1,320	1,093
金銭の信託運用益	16	19
その他の経常収益	45	48
経常費用	19,274	18,297
資金調達費用	14,532	13,855
貯金利息	290	303
譲渡性貯金利息	3	3
借用金利息	844	828
その他支払利息	13,394	12,721
（うち支払奨励金）	（13,393）	12,720
役務取引等費用	1,568	1,553
支払為替手数料	16	15
その他の支払手数料	1,552	1,537
その他事業費用	455	32
国債等債券売却損	308	2
国債等債券償還損	146	－
金融派生商品費用	－	30
経費	2,436	2,604
人件費	972	1,003
物件費	1,414	1,538
税金	50	62
その他経常費用	281	251
相互援助積立金繰入額	191	－
株式等売却損	63	141
金銭の信託運用損	－	107
その他の経常費用	27	2
経常利益	4,765	6,072
特別損失	1	－
固定資産処分損	1	－
税引前当期利益	4,764	6,072
法人税、住民税及び事業税	567	881
法人税等調整額	4	△ 36
法人税等合計	572	844
当期剰余金	4,192	5,227
前期繰越剰余金	2,833	2,318
当期未処分剰余金	7,025	7,545

キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目	平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）	平成30年度（自 平成30年4月 1日 至 平成31年3月31日）
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	4,764	6,072
減価償却費	59	64
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 156	△ 95
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	223	69
資金運用収益	△ 19,248	△ 19,933
資金調達費用	14,532	13,855
有価証券関係損益（△は益）	266	181
金銭の信託の運用損益（△は益）	△ 16	87
貸出金の純増（△）減	△ 9,877	12,648
預け金の純増（△）減	△ 25,400	△ 72,100
貯金の純増減（△）	93,145	65,126
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	22,300	34,400
資金運用による収入	19,197	19,145
資金調達による支出	△ 14,217	△ 14,529
事業分量配当金の支払額	△ 2,499	△ 2,499
その他	△ 921	5,336
小計	82,151	47,829
法人税等の支払額	△ 843	△ 596
事業活動によるキャッシュ・フロー	81,308	47,233
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 148,271	△ 126,046
有価証券の売却による収入	73,667	93,535
有価証券の償還による収入	389	293
金銭の信託の増加による支出	△ 3,101	△ 144
金銭の信託の減少による収入	7	2,900
固定資産の取得による支出	△ 26	△ 469
固定資産の売却による収入	－	0
外部出資による支出	△ 0	△ 24,476
外部出資の減少による収入	－	57
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 77,333	△ 54,348
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	－	2,000
出資配当金の支払額	△ 867	△ 867
回転出資金の払出による支出	△ 2,499	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,367	1,132
4 現金及び現金同等物の増加額	607	△ 5,982
5 現金及び現金同等物の期首残高	13,290	13,897
6 現金及び現金同等物の期末残高	13,897	7,915

剰余金処分計算書

（単位：百万円）

科目	金額			
	平成29年度		平成30年度	
当期未処分剰余金		7,025		7,545
剰余金処分額		4,707		4,417
利益準備金		840		1,050
任意積立金		500		－
経営基盤安定化積立金		500		－
出資配当金		867		867
普通出資に対する配当金	(1.50%)	683	(1.50%)	683
後配出資に対する配当金	(0.75%)	184	(0.75%)	184
事業分量配当金		2,499		2,499
次期繰越剰余金		2,318		3,128

（注）1. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。なお、定期貯金利息には、大口定期、見合担保貸出相当額を除いています。

平成29年度 事業分量配当金として、 1ヵ年定期貯金利息1,000円につき 4,080円19銭(10億円相当)
加えて特例措置として、 1ヵ年定期貯金利息1,000円につき 4,080円19銭(10億円相当)
加えて臨時措置として、 1ヵ年定期貯金利息1,000円につき 2,040円09銭(5億円相当)
平成30年度 事業分量配当金として、 1ヵ年定期貯金利息1,000円につき 3,938円03銭(10億円相当)
加えて特例措置として、 1ヵ年定期貯金利息1,000円につき 3,938円03銭(10億円相当)
加えて臨時措置として、 1ヵ年定期貯金利息1,000円につき 1,969円01銭(5億円相当)

2. 経営基盤安定化積立金の積立目的、積立目標額、積立基準は次のとおりです。

ア 積立目的 県下信用事業の基盤の維持強化に資するため予測しがたい諸リスクに備えて積み立てるものとする。

イ 積立目標額 特別積立金の残高に達するまでの額

ウ 取崩基準 総会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩すことができるものとする。

注記表

平成29年度

重要な会計方針に関する事項

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
   ・売買目的有価証券
   　時価法（売却原価は移動平均法により算定）
   ・満期保有目的の債券
   　定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
   ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
   　原価法（売却原価は移動平均法により算定）
   ・その他有価証券
   　時価のあるもの
   　原則として決算日の市場価格等に基づく時価法
   　（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
   　時価を把握することが極めて困難と認められるもの
   　原価法（売却原価は移動平均法により算定）
   なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
3. 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記2.の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
   また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　15年～50年
   その他　3年～20年
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 引当金の計上方法
   （1）貸倒引当金
   　貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。
   　正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
   　すべての債権は、資産の「自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
   （2）賞与引当金
   　賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
   （3）退職給付引当金
   　退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
   （4）役員退職慰労引当金
   　役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
   （5）相互援助積立金
   　相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資するため、「岐阜県JAバンク支援制度要領」に基づき計上しております。
9. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

平成30年度

重要な会計方針に関する事項

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
   ・満期保有目的の債券
   　定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
   ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
   　原価法（売却原価は移動平均法により算定）
   ・その他有価証券
   　時価のあるもの
   　原則として決算日の市場価格等に基づく時価法
   　（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
   　時価を把握することが極めて困難と認められるもの
   　原価法（売却原価は移動平均法により算定）
   なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
3. 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記2.の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
   また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　15年～50年
   その他　3年～20年
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 引当金の計上方法
   （1）貸倒引当金
   　貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。
   　正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
   　すべての債権は、資産の「自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
   （2）賞与引当金
   　賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
   （3）退職給付引当金
   　退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
   （4）役員退職慰労引当金
   　役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
   （5）相互援助積立金
   　相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資するため、「岐阜県JAバンク支援制度要領」に基づき計上しております。
9. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

［追加情報］
「税効果会計に係る会計基準の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を当事業年度から適用しています。

平成29年度

貸借対照表に関する事項

1. 有形固定資産の減価償却累計額は 2,108百万円であります。
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として窓口端末機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	13 百万円	23 百万円	36 百万円

3. 為替決済、手形交換所の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、定期預け金 50,000百万円、有価証券 2,042百万円、差入保証金 1百万円を差し入れております。

4. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が、国債に62,987百万円含まれております。
5. 子会社等に対する金銭債権の額はありません。
6. 子会社等に対する金銭債務の総額は 80百万円であります。
7. 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債権の額はありません。
8. 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債務の額はありません。
9. 貸出金のうち、破綻先債権額は 6百万円、延滞債権額は 2,181百万円であります。
   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
   なお、自己査定において破綻懸念先・実質破綻先・破綻先とされた債務者に対する貸出金は、延滞の有無にかかわらず、全て延滞債権又は破綻先債権としております。
10. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
   なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
11. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
12. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 2,187百万円であります。
   なお、9.から12.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
13. 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、当年度末の残高はありません。
14. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 25,076百万円であります。
15. 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 49,752百万円が含まれております。
16. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 39,000 百万円が含まれております。

損益計算書に関する事項

1. 子会社等との取引による収益総額　99 百万円
   うち事業取引高　99 百万円
2. 子会社等との取引による費用総額　235 百万円
   うち事業取引高　235 百万円
3. その他の経常費用には、株式デリバティブ取引に係る収益と費用を相殺した残額 23 百万円が含まれております。

平成30年度

貸借対照表に関する事項

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、2,151百万円であります。
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として窓口端末機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	12百万円	11 百万円	23 百万円

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。
   為替決済、手形交換所の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、定期預け金50,000百万円、有価証券 2,031百万円、差入保証金 1百万円を差し入れております。
4. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が、国債に112,957百万円含まれております。
5. 子会社等に対する金銭債権の総額は 0百万円であります。
6. 子会社等に対する金銭債務の総額は 108百万円であります。
7. 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債権の額はありません。
8. 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債務の額はありません。
9. 貸出金のうち、延滞債権額は 2,018百万円であり、破綻先債権額はありません。
   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
   なお、自己査定において破綻懸念先・実質破綻先・破綻先とされた債務者に対する貸出金は、延滞の有無にかかわらず、全て延滞債権又は破綻先債権としております。
10. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
   なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
11. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
12. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 2,018百万円であります。
   なお、9.から12.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
13. 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、当年度末の残高はありません。
14. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 24,652百万円であります。
15. 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 25,276百万円が含まれております。
16. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 39,000 百万円が含まれております。

損益計算書に関する事項

1. 子会社等との取引による収益総額　29 百万円
   うち事業取引高　29 百万円
2. 子会社等との取引による費用総額　232 百万円
   うち事業取引高　232 百万円
3. 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺しています。相殺した金額は 6 百万円です。
4. その他の経常収益には、株式デリバティブ取引に係る収益と費用を相殺した残額 0 百万円が含まれております。

平成29年度	平成30年度
金融商品に関する事項 1. 金融商品の状況に関する事項 （1）金融商品に対する取組方針 当会は、岐阜県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。 （2）金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。 また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 借用金には、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた期限付劣後特約付借入金が含まれております。 劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その分劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。 デリバティブ取引において、その他有価証券で保有する債券等の相場変動を相殺する目的で先物・オプション取引を行っており、金利等の変動リスクに晒されております。なお、当年度末における契約残高はありません。 （3）金融商品に係るリスク管理体制 ア. 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信管理は、営業部のほか経営管理部（審査管理担当）により行われ、また、定期的に経営陣によるリスクマネジメント委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況についても、経営管理部（リスク管理担当）がチェックしております。 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、経営管理部（リスク管理担当）において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 イ. 市場リスクの管理 （ア）金利リスクの管理 当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。 市場リスク管理諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 （イ）為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、ALM委員会並びにリスクマネジメント委員会の監督の下、継続的なモニタリングを通じてリスクの軽減を図っております。 （ウ）価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、理事会の方針に基づき、ALM委員会並びにリスクマネジメント委員会の監督の下、「余裕金運用規程」に従い行っております。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 これらの情報は、理事会及びリスクマネジメント委員会において定期的に報告しております。 なお、総務部で保有している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、出資先の財務状況をモニタリングしております。 （エ）デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、「市場リスクマネジメント規程」に基づき実施しております。 （オ）市場リスクに係る定量的情報 当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借用金」であります。	金融商品に関する事項 1. 金融商品の状況に関する事項 （1）金融商品に対する取組方針 当会は、岐阜県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。 （2）金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。 また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 借用金には、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた期限付劣後特約付借入金が含まれております。 劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その分劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。 デリバティブ取引において、その他有価証券で保有する債券等の相場変動を相殺する目的で先物・オプション取引を行っており、金利等の変動リスクに晒されております。なお、当年度末における契約残高はありません。 （3）金融商品に係るリスク管理体制 ア. 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信管理は、営業部のほか経営管理部（審査管理担当）により行われ、また、定期的に経営陣によるリスクマネジメント委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況についても、経営管理部（リスク管理担当）がチェックしております。 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、経営管理部（リスク管理担当）において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 イ. 市場リスクの管理 （ア）金利リスクの管理 当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。 市場リスク管理諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 （イ）為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、ALM委員会並びにリスクマネジメント委員会の監督の下、継続的なモニタリングを通じてリスクの軽減を図っております。 （ウ）価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、理事会の方針に基づき、ALM委員会並びにリスクマネジメント委員会の監督の下、「余裕金運用規程」に従い行っております。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 これらの情報は、理事会及びリスクマネジメント委員会において定期的に報告しております。 なお、総務部で保有している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、出資先の財務状況をモニタリングしております。 （エ）デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、「市場リスクマネジメント規程」に基づき実施しております。 （オ）市場リスクに係る定量的情報 当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借用金」であります。

平成29年度

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が 0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 7,275 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含め計算しております。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず(3)に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,862,323	1,861,862	△460
金銭の信託			
その他の金銭の信託	3,473	3,473	―
有価証券			
満期保有目的の有価証券	24,736	24,808	71
その他有価証券	601,251	601,251	―
貸出金	216,172		
貸倒引当金	△1,462		
貸倒引当金控除後	214,710	216,349	1,639
資産計	2,706,494	2,707,745	1,250
貯金	2,548,282	2,547,728	△553
借用金	107,500	107,374	△125
負債計	2,655,782	2,655,102	△679

(注)1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金 2,000 百万円を含めております。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

イ. 金銭の信託

金銭の信託は委託先から提示された価格によっております。

ウ. 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

エ. 貸出金

貸出金のうち、金利更改期が1年以内の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

平成30年度

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が 0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 6,808 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含め計算しております。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず(3)に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,928,275	1,928,361	85
金銭の信託			
その他の金銭の信託	615	615	―
有価証券			
満期保有目的の債券	43,498	44,884	1,386
その他有価証券	620,865	620,865	―
貸出金	203,524		
貸倒引当金	△1,366		
貸倒引当金控除後	202,157	204,600	2,442
資産計	2,795,411	2,799,326	3,914
貯金	2,613,408	2,613,514	106
借用金	141,900	141,900	―
負債計	2,755,308	2,755,414	106

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

イ. 金銭の信託

金銭の信託は委託先から提示された価格によっております。

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記ウおよびエと同様の方法により評価しております。

ウ. 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

エ. 貸出金

貸出金のうち、金利更改期が1年以内の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

平成29年度

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

イ. 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	110,249百万円
合計	110,249百万円

(注) 外部出資は、市場価格のある株式以外のものについて保有しており、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	1,862,323	―	―	―	―	―
有価証券						
満期保有目的の債券	―	―	―	―	―	23,000
その他有価証券のうち満期があるもの	32,017	15,227	28,524	31,155	34,577	406,181
貸出金	29,874	15,287	22,397	16,133	19,587	112,660
合計	1,924,215	30,515	50,922	47,289	54,164	541,841

(注)1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型除く)2,637 百万円については「1年以内」に含めております。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権、期限の利益を喪失した債権等 231 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

(5) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	2,543,489	2,691	101	―	0	―
譲渡性貯金	2,000	―	―	―	―	―
借用金	―	13,300	31,200	24,000	―	39,000
合計	2,545,489	15,991	31,301	24,000	0	39,000

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めております。

平成30年度

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

イ. 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	134,667百万円
合計	134,667百万円

(注) 外部出資は、市場価格のある株式以外のものについて保有しており、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	1,928,275	―	―	―	―	―
有価証券						
満期保有目的の債券	―	―	―	―	―	41,300
その他有価証券のうち満期があるもの	14,987	28,709	32,235	33,482	69,733	376,946
貸出金	27,198	23,316	17,551	20,198	18,423	96,653
合計	1,970,461	52,025	49,787	53,681	88,156	514,900

(注)1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型除く)2,577 百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金 24,476 百万円については「5 年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権、期限の利益を喪失した債権等 182 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

(5) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	2,613,181	218	―	0	8	―
譲渡性貯金	―	―	―	―	―	―
借用金	12,600	30,000	22,600	37,700	39,000	―
合計	2,625,781	30,218	22,600	37,700	39,008	―

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めております。

平成29年度

有価証券に関する事項

1. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
（1）売買目的有価証券
該当する有価証券はありません。
（2）満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	2,838	2,848	10
	政府保証債	109	110	1
	社債	17,941	18,017	75
	小計	20,889	20,976	86
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	576	576	△0
	社債	3,270	3,255	△14
	小計	3,847	3,832	△15
合計		24,736	24,808	71

（3）その他有価証券
その他有価証券において、種類毎の取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,062	2,336	725
	債券			
	国債	219,623	210,692	8,931
	地方債	79,123	76,909	2,213
	政府保証債	43,174	41,682	1,492
	金融債	9,013	9,000	13
	社債	34,272	33,791	480
	外国証券	4,965	4,850	114
	受益証券	34,512	30,432	4,080
	投資証券	511	482	29
	小計	428,260	410,178	18,081
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	702	779	△76
	債券			
	国債	94,533	98,831	△4,298
	地方債	5,820	5,953	△133
	政府保証債	11,037	11,283	△246
	社債	21,429	21,633	△204
	外国証券	12,907	13,545	△637
	受益証券	26,277	26,827	△549
	投資証券	284	309	△24
	小計	172,991	179,162	△6,171
合計		601,251	589,341	11,909

（注）上記差額合計から繰延税金負債 3,243百万円を差し引いた額 8,665百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
3. 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	売却額	売却益	売却損
株式	2,509	363	45
債券	62,018	268	304
その他	7,492	966	21
合計	72,021	1,597	372

金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。
1. 運用目的の金銭の信託
該当する金銭の信託はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託
該当する金銭の信託はありません。
3. その他の金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	3,473	3,445	27	28	1

（注）1. 上記差額から繰延税金負債 7 百万円を差し引いた金額 20 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

平成30年度

有価証券に関する事項

1. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
（1）売買目的有価証券
該当する有価証券はありません。
（2）満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	5,780	5,975	194
	政府保証債	823	854	31
	社債	36,894	38,054	1,159
合計		43,498	44,884	1,386

（3）その他有価証券
その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,235	1,568	666
	債券			
	国債	231,297	220,014	11,283
	地方債	79,147	76,957	2,190
	政府保証債	54,382	52,875	1,506
	社債	69,396	68,345	1,051
	外国証券	16,163	15,601	561
	受益証券	40,731	36,560	4,171
	投資証券	705	580	125
	小計	494,059	472,503	21,555
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,194	1,365	△170
	債券			
	国債	89,647	90,638	△991
	地方債	2,090	2,092	△1
	社債	4,560	4,569	△9
	外国証券	7,678	8,059	△380
	受益証券	21,481	22,729	△1,247
	投資証券	153	161	△8
	小計	126,806	129,616	△2,810
合計		620,865	602,120	18,745

（注）上記差額合計から繰延税金負債 5,106百万円を差し引いた額 13,638百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
3. 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	売却額	売却益	売却損
株式	2,167	262	98
債券	69,507	178	2
その他	9,014	853	42
合計	80,688	1,294	143

金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。
1. 運用目的の金銭の信託
該当する金銭の信託はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託
該当する金銭の信託はありません。
3. その他の金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	615	581	33	33	—

（注）1. 上記差額から繰延税金負債 9 百万円を差し引いた金額 24 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

平成29年度

退職給付に関する事項

1. 退職給付

（1）採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けており、給与と勤務期間に基づいた一時金を退職給付として支給しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

（2）確定給付制度

ア. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	955 百万円
退職給付費用	68 百万円
退職給付の支払額	△ 56 百万円
その他（注）	7 百万円
期末における退職給付引当金	975 百万円

（注）主な内訳は、出向者にかかる出向負担額等であります。

イ. 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	975 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	975 百万円

退職給付引当金	975 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	975 百万円

ウ. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	68 百万円

2. 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、10百万円となっております。

また、存続組合より示された平成30年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、146百万円となっております。

税効果会計に関する事項

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	250 百万円
退職給付引当金超過額	265 百万円
相互援助積立金超過額	1,008 百万円
未払事業税	34 百万円
減価償却超過額	18 百万円
有価証券有税償却額	9 百万円
その他	34 百万円
繰延税金資産小計	1,621 百万円
評価性引当額	△1,274 百万円
繰延税金資産合計(A)	347 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,251 百万円
その他	△0 百万円
繰延税金負債合計(B)	△3,251 百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△2,903 百万円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.14 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.30 %
事業分量配当金	△14.29 %
住民税均等割等	0.14 %
評価性引当額の増減	1.10 %
その他	△0.02 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.00 %

キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

重要な後発事象に関する事項

該当する事項はありません。

平成30年度

退職給付に関する事項

1. 退職給付

（1）採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けており、給与と勤務期間に基づいた一時金を退職給付として支給しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

（2）確定給付制度

ア. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	975 百万円
退職給付費用	77 百万円
退職給付の支払額	△ 32 百万円
その他（注）	7 百万円
期末における退職給付引当金	1,027 百万円

（注）主な内訳は、出向者にかかる出向負担額等であります。

イ. 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,027 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,027 百万円

退職給付引当金	1,027 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,027 百万円

ウ. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	77 百万円

2. 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、10百万円となっております。

また、存続組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、142百万円となっております。

税効果会計に関する事項

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	214 百万円
退職給付引当金超過額	279 百万円
相互援助積立金超過額	1,008 百万円
未払事業税	49 百万円
減価償却超過額	17 百万円
有価証券有税償却額	9 百万円
その他	44 百万円
繰延税金資産小計	1,623 百万円
評価性引当額	△1,238 百万円
繰延税金資産合計(A)	384 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,116 百万円
その他	△0 百万円
繰延税金負債合計(B)	△5,116 百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△4,731 百万円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.10 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.82 %
事業分量配当金	△11.21 %
住民税均等割等	0.14 %
評価性引当額の増減	△0.58 %
その他	0.05 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.91 %

キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

■ 損益の状況等

損益の状況

利益総括表

（単位：百万円、％）

区　　分	平成29年度	平成30年度	増　減
資金運用収支	4,730	6,088	1,358
資金運用収益	19,248	19,933	684
資金調達費用	14,532	13,855	△ 676
金銭の信託運用見合費用	13	11	△ 2
役務取引等収支	583	582	△ 0
役務取引等収益	2,151	2,135	△ 15
役務取引等費用	1,568	1,553	△ 15
その他事業収支	645	1,017	371
その他事業収益	1,100	1,049	△ 50
その他事業費用	455	32	△ 422
事業粗利益	5,958	7,688	1,729
（事業粗利益率）	（ 0.22）	（ 0.28）	（ 0.06）
業務純益	3,522	5,083	1,561

（注）1. 資金運用収支 = 資金運用収益 −（資金調達費用 − 金銭の信託運用見合費用）
2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 − 役務取引等費用
3. その他事業収支 = その他事業収益 − その他事業費用
4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支
5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
6. 業務純益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支 − 経費 − 一般貸倒引当金純繰入額（戻入超過の場合は0）
7. 金銭の信託運用見合費用 = 金銭の信託勘定平均残高 × 調達利回り

資金運用収支の内訳

（単位：百万円、％）

区　　分	平成29年度			平成30年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	2,657,144	19,248	0.72	2,784,372	19,933	0.72
うち預け金	1,884,273	11,255	0.60	1,939,879	12,487	0.64
有価証券	565,812	4,643	0.82	622,167	4,181	0.67
貸出金	207,059	3,349	1.62	222,326	3,264	1.47
資金調達勘定	2,626,124	14,518	0.55	2,754,526	13,844	0.50
うち貯金・定積	2,523,391	13,683	0.54	2,623,067	13,023	0.50
譲渡性貯金	7,446	3	0.04	7,396	3	0.04
借用金	97,354	844	0.87	125,870	828	0.66
総資金利鞘			0.07			0.12

（注）1. 総資金利鞘 = 資金運用利回り − 資金調達原価率
資金調達原価率 =（資金調達費用（貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 売現先利息 + 債券貸借取引等支払利息 + 借用金利息 + 金利スワップ支払利息 + その他支払利息（支払雑利息等））+ 経費 − 金銭の信託見合費用）/（貯金 + 譲渡性貯金 + 売現先勘定 + 債券貸借取引受入担保金 + 借用金 + その他（貸付留保金、従業員預り金等）− 金銭の信託運用見合額）× 100
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

役務取引等収支の内訳

（単位：百万円）

区　　分	平成29年度	平成30年度	増　　減
役務取引等収益	2,151	2,135	△ 15
受入為替手数料	154	177	23
その他受入手数料	1,997	1,958	△ 39
その他の役務取引等収益	－	－	－
役務取引等費用	1,568	1,553	△ 15
支払為替手数料	16	15	△ 0
その他支払手数料	1,552	1,537	△ 15
その他の役務取引等費用	－	－	－

その他事業収益の内訳

（単位：百万円）

区　　分	平成29年度	平成30年度	増　　減
国債等債券売却益	277	200	△ 76
国債等債券償還益	－	－	－
その他の事業収益	823	849	25
合　　計	1,100	1,049	△ 50

経費の内訳

（単位：百万円）

区　　分	平成29年度	平成30年度	増　　減
人件費	972	1,003	31
役員報酬	73	73	－
給料手当	676	694	18
（うち賞与引当金繰入額）	(54)	(58)	(4)
福利厚生費	142	145	2
退職給付費用	68	77	8
役員退職慰労金	－	－	－
役員退職慰労引当金繰入	11	12	1
物件費	1,414	1,538	124
事業推進費	597	706	108
債権管理費	4	4	△ 0
旅費・交通費	12	11	△ 0
業務費	401	408	7
負担金	194	196	1
施設費	195	202	6
雑費	9	9	0
税金	50	62	12
合　　計	2,436	2,604	167

受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

区分	平成29年度増減額	平成30年度増減額
受取利息	△ 372	684
うち 預け金	△ 798	1,231
有価証券	464	△ 461
貸出金	△ 38	△ 84
支払利息	△ 159	△ 673
うち 貯金・定積	△ 133	△ 660
譲渡性貯金	△ 2	△ 0
借用金	△ 10	△ 15
差引	△ 213	1,358

（注）1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

諸指標

最近の5事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、口、人、％）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収益	25,311	25,687	26,469	24,040	24,370
経常利益	6,375	6,251	5,762	4,765	6,072
当期剰余金	5,641	5,189	4,959	4,192	5,227
出資金	70,118	70,118	70,118	70,118	72,118
（出資口数）	（7,011,830）	（7,011,830）	（7,011,830）	（7,011,830）	（7,211,830）
純資産額	149,069	151,469	141,704	142,490	151,327
総資産額	2,510,287	2,612,878	2,706,875	2,823,352	2,936,727
貯金等残高	2,293,315	2,381,184	2,455,136	2,548,282	2,613,408
預け金残高	1,746,151	1,861,292	1,836,433	1,862,323	1,928,275
貸出金残高	191,680	192,484	206,295	216,172	203,524
有価証券残高	459,069	445,752	550,159	625,987	664,363
剰余金配当金額	3,667	3,367	3,367	3,367	3,367
普通出資配当額	683	683	683	683	683
後配出資配当額	184	184	184	184	184
事業分量配当額	2,799	2,499	2,499	2,499	2,499
職員数	137	134	129	129	134
単体自己資本比率	23.15	22.08	19.58	18.26	16.04

（注）「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第2号）に基づき算出しています。

利益率

（単位：％）

区分	平成29年度	平成30年度	増減
総資産経常利益率	0.17	0.20	0.03
純資産経常利益率	3.52	4.48	0.96
総資産当期純利益率	0.15	0.18	0.03
純資産当期純利益率	3.09	3.86	0.77

（注）1. 総資産経常利益率 ＝ 経常利益 ／ 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
2. 純資産経常利益率 ＝ 経常利益 ／ 純資産勘定平均残高 × 100
3. 総資産当期純利益率 ＝ 当期剰余金（税引後）／ 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
4. 純資産当期純利益率 ＝ 当期剰余金（税引後）／ 純資産勘定平均残高 × 100

事業の概況

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

（単位：百万円、％）

種類	平成29年度	平成30年度	増減
流動性貯金	18,475（ 0.7）	19,164（ 0.7）	688
定期性貯金	2,504,412（ 99.0）	2,603,328（ 99.0）	98,916
その他の貯金	502（ 0.0）	573（ 0.0）	70
計	2,523,391（ 99.7）	2,623,067（ 99.7）	99,676
譲渡性貯金	7,446（ 0.3）	7,396（ 0.3）	△ 49
合計	2,530,837（ 100.0）	2,630,464（ 100.0）	99,626

（注）1. 流動性貯金 ＝ 当座貯金 ＋ 普通貯金 ＋ 貯蓄貯金 ＋ 通知貯金
2. 定期性貯金 ＝ 定期貯金 ＋ 定期積金
3. （）内は構成比です。

定期貯金残高

（単位：百万円、％）

種類	平成29年度	平成30年度	増減
定期貯金	2,527,348（ 100.0）	2,597,116（ 100.0）	69,767
うち固定金利定期	2,527,348（ 100.0）	2,597,116（ 100.0）	69,767
変動金利定期	－（ －）	－（ －）	－

（注）1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. （）内は構成比です。

貯金者区分別内訳

（単位：百万円、％）

貯金者区分	平成29年度	平成30年度	増減
会員	2,521,077（ 98.9）	2,588,994（ 99.1）	67,917
員外	27,204（ 1.1）	24,413（ 0.9）	△ 2,791
地方公共団体	1,336（ 0.1）	1,339（ 0.0）	3
金融機関	27（ 0.0）	19（ 0.0）	△ 8
その他	25,840（ 1.0）	23,054（ 0.9）	△ 2,786

（注）（）内は構成比です。

一職員当り貯金残高

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度	増減
一職員当り貯金残高	19,754	19,503	△ 251

財形貯蓄残高

「該当する取引はありません」

貸出金に関する指標

科目別貸出金平均残高

（単位：百万円）

種類	平成29年度	平成30年度	増減
手形貸付	534	812	278
証書貸付	197,519	211,434	13,914
当座貸越	9,005	10,079	1,074
割引手形	－	－	－
合計	207,059	222,326	15,267

貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：百万円、％）

種類	平成29年度	平成30年度	増減
固定金利貸出	143,614（ 66.4）	154,789（ 76.1）	11,174
変動金利貸出	72,557（ 33.6）	48,734（ 23.9）	△ 23,823
合計	216,172（ 100.0）	203,524（ 100.0）	△ 12,648

（注）（）内は構成比です。

貸出金の貸出先別残高

（単位：百万円、％）

貸出先	平成29年度	平成30年度	増減
会員	4,819（ 2.2）	3,740（ 1.8）	△ 1,078
総合農協	－（ －）	－（ －）	－
その他農協・連合会	2,935（ 1.3）	2,531（ 1.2）	△ 404
会員の組合員	346（ 0.2）	609（ 0.3）	262
准会員	1,537（ 0.7）	600（ 0.3）	△ 937
員外	211,352（ 97.8）	199,783（ 98.2）	△ 11,569
地方公共団体	1,791（ 0.8）	2,955（ 1.5）	1,164
金融機関	61,060（ 28.3）	36,075（ 17.7）	△ 24,985
その他	148,500（ 68.7）	160,751（ 79.0）	12,251

（注）（）内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種類	平成29年度	平成30年度	増減
貯金・定期積金等	74	72	△ 1
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	9,548	7,966	△ 1,582
その他担保物	1,100	800	△ 300
計	10,723	8,839	△ 1,883
農業信用基金協会保証	298	517	219
その他保証	3,290	2,882	△ 408
計	3,588	3,399	△ 189
信用	201,860	191,284	△ 10,575
合計	216,172	203,524	△ 12,648

債務保証の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種類	平成29年度	平成30年度	増減
貯金・定期積金等	－	－	－
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	－	－	－
その他担保物	－	－	－
計	－	－	－
信用	192	193	0
合計	192	193	0

貸出金の使途別内訳残高

（単位：百万円、％）

種類	平成29年度	平成30年度	増減
設備資金	27,401（ 12.7 ）	21,516（ 10.6 ）	△ 5,884
運転資金	188,771（ 87.3 ）	182,007（ 89.4 ）	△ 6,763
合計	216,172（ 100.0 ）	203,524（ 100.0 ）	△ 12,648

（注）（）内は構成比です。

貸出金の業種別残高

（単位：百万円、％）

種類	平成29年度	平成30年度	増減
農業	195（ 0.1）	437（ 0.2）	242
林業	1,893（ 0.9）	1,741（ 0.9）	△ 152
水産業	－（ －）	－（ －）	－
製造業	42,111（ 19.5）	45,925（ 22.6）	3,813
鉱業	30（ 0.0）	30（ 0.0）	－
建設業	1,585（ 0.7）	1,842（ 0.9）	257
電気・ｶﾞｽ・熱供給・水道業	20,050（ 9.3）	18,350（ 9.0）	△ 1,700
運輸・通信業	6,769（ 3.1）	10,248（ 5.0）	3,479
卸売・小売業・飲食業	18,594（ 8.6）	20,799（ 10.2）	2,204
金融・保険業	79,110（ 36.6）	54,625（ 26.8）	△ 24,485
不動産業	15,393（ 7.1）	13,780（ 6.8）	△ 1,612
サービス業	28,278（ 13.1）	32,461（ 15.9）	4,182
地方公共団体	1,791（ 0.8）	2,955（ 1.5）	1,164
その他	368（ 0.2）	325（ 0.2）	△ 43
合計	216,172（ 100.0）	203,524（ 100.0）	△ 12,648

（注）（）内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

貯貸率

（単位：％）

	平成29年度	平成30年度	増減
期末	8.5	7.8	△ 0.7
期中平均	8.2	8.5	0.3

（注）1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100

（注）2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

一職員当り貸出金残高

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度	増減
一職員当り貸出金残高	1,675	1,518	△ 156

主要な農業関係の貸出金残高

営農類型別

（単位：百万円）

種類	平成29年度	平成30年度	増減
農業	283	510	227
穀作	50	133	82
野菜・園芸	74	70	△ 4
果樹・樹園農業	－	49	49
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	－	97	97
養鶏・養卵	67	62	△ 5
養蚕	－	－	－
その他農業	90	96	6
農業関連団体等	4,480	4,006	△ 473
合計	4,763	4,516	△ 246

（注）1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、前記 貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全国農業組合連合会とその子会社等が含まれています。

資金種類別

〔貸出金〕

（単位：百万円）

種類	平成29年度	平成30年度	増減
プロパー資金	4,488	4,019	△ 469
農業制度資金	274	497	222
農業近代化資金	252	477	224
その他制度資金	22	20	△ 1
合計	4,763	4,516	△ 246

（注）1. 「プロパー資金」とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. 「その他制度資金」には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

（単位：百万円）

種類	平成29年度	平成30年度	増減
日本政策金融公庫資金	975	1,358	382
合計	975	1,358	382

（注） 「日本政策金融公庫資金」は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

リスク管理債権の状況

（単位：百万円）

区　　分	平成29年度	平成30年度	増　減
破綻先債権額	6	－	△ 6
延滞債権額	2,181	2,018	△ 162
３ヵ月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	－	－	－
合　　計	2,187	2,018	△ 168

（注）1.　破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2.　延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金です。なお、自己査定において破綻懸念先・実質破綻先・破綻先とされた債務者に対する貸出金は、延滞の有無にかかわらず、全て「延滞債権」または「破綻先債権」としています。

3.　3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金（注1、2に掲げるものを除く。）です。

4.　貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、2および3に掲げるものを除く。）です。

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

平成29年度

（単位：百万円）

債　権　区　分	債権額	保全額				保全率
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	188	－	－	188	188	100.0
危険債権	1,998	1,516	9	453	1,979	99.0
要管理債権	－	－	－	－	－	－
小　計	2,187	1,516	9	642	2,168	99.1
正常債権	214,289					
合　計	216,476					

平成30年度

（単位：百万円）

債　権　区　分	債権額	保全額				保全率
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	182	－	－	182	182	100.0
危険債権	1,835	1,423	5	381	1,810	98.5
要管理債権	－	－	－	－	－	－
小　計	2,018	1,423	5	564	1,992	98.7
正常債権	201,798					
合　計	203,817					

（注）　上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権
　破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

②危険債権
　債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

③要管理債権
　3カ月以上延滞債権で上記①および②に該当しないものおよび貸出条件緩和債権です。

④正常債権
　債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況

「該当する取引はありません」

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分	平成29年度					平成30年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	825	819	－	825	819	819	802	－	819	802
個別貸倒引当金	792	642	－	792	642	642	564	6	636	564
合計	1,618	1,462	－	1,618	1,462	1,462	1,366	6	1,456	1,366

貸出金償却の額

（単位：百万円）

項目	平成29年度	平成30年度
貸出金償却額	－	－

（注） 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金に引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺しています。

有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種類	平成29年度	平成30年度	増減
国債	301,366	300,778	△ 587
地方債	82,698	86,688	3,990
短期社債	－	－	－
社債	63,841	97,279	33,437
株式	2,837	3,145	307
外国証券	15,666	19,917	4,251
その他の証券	99,401	114,357	14,955
合計	565,812	622,167	56,355

商品有価証券種類別平均残高

「該当する取引はありません」

有価証券残存期間別残高

（単位：百万円）

	種類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
平成29年度	国債	22,126	27,736	15,676	86,077	2,381	160,157	－	314,156
	地方債	422	7,143	13,590	29,598	24,504	13,099	－	88,358
	短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
	社債	9,616	1,636	4,902	8,504	25,618	35,647	－	85,927
	株式	－	－	－	－	－	－	3,764	3,764
	外国証券	－	673	5,037	6,265	5,896	－	－	17,873
	その他の証券	－	7,614	28,227	24,916	8,853	16,841	29,454	115,907
平成30年度	国債	12,121	19,408	60,507	36,132	2,366	190,407	－	320,944
	地方債	321	15,029	13,144	39,618	2,021	16,884	－	87,018
	短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
	社債	301	2,837	8,162	10,816	36,534	52,198	－	110,850
	株式	－	－	－	－	－	－	3,430	3,430
	外国証券	－	3,507	5,192	8,709	6,431	－	－	23,841
	その他の証券	2,373	21,160	21,320	16,555	7,011	14,921	34,934	118,278

保有有価証券の利回り

（単位：%）

種　　類	平成29年度	平成30年度
国　　債	0.65	0.61
地　方　債	0.63	0.63
社　　債	0.51	0.51
以　上　平　均	0.63	0.59

貯証率

（単位：%）

種　　類	平成29年度	平成30年度	増　　減
期　　末	24.6	25.4	0.8
期　中　平　均	22.4	23.7	1.3

（注）1.　貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
　　2.　貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

有価証券の時価情報

①売買目的有価証券

（単位：百万円）

	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	－	－	－	－

②満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	2,838	2,848	10	5,780	5,975	194
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	17,941	18,017	75	36,894	38,054	1,159
	外国証券	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	109	110	1	823	854	31
	小計	20,889	20,976	86	43,498	44,884	1,386
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	576	576	△ 0	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	3,270	3,255	△ 14	－	－	－
	外国証券	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小計	3,847	3,832	△ 15	－	－	－
合計		24,736	24,808	71	43,498	44,884	1,386

③その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,062	2,336	725	2,235	1,568	666
	債券	342,033	330,393	11,639	379,841	365,316	14,524
	国債	219,623	210,692	8,931	231,297	220,014	11,283
	地方債	79,123	76,909	2,213	79,147	76,957	2,190
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	43,285	42,791	494	69,396	68,345	1,051
	その他	83,164	77,448	5,715	111,982	105,618	6,364
	外国証券	4,965	4,850	114	16,163	15,601	561
	その他の証券	78,198	72,597	5,601	95,819	90,016	5,802
	小計	428,260	410,178	18,081	494,059	472,503	21,555
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	702	779	△ 76	1,194	1,365	△ 170
	債券	121,782	126,418	△ 4,636	96,297	97,301	△ 1,003
	国債	94,533	98,831	△ 4,298	89,647	90,638	△ 991
	地方債	5,820	5,953	△ 133	2,090	2,092	△ 1
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	21,429	21,633	△ 204	4,560	4,569	△ 9
	その他	50,506	51,964	△ 1,458	29,313	30,950	△ 1,636
	外国証券	12,907	13,545	△ 637	7,678	8,059	△ 380
	その他の証券	37,598	38,419	△ 820	21,635	22,891	△ 1,255
	小計	172,991	179,162	△ 6,171	126,806	129,616	△ 2,810
合計		601,251	589,341	11,909	620,865	602,120	18,745

金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	－	－	－	－

②満期保有目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	平成29年度					平成30年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（注）「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

③その他の金銭の信託

（単位：百万円）

	平成29年度					平成30年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	3,473	3,445	27	28	1	615	581	33	33	－

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

その他業務に関する指標

受託貸付金の残高

（単位：百万円）

受託先	平成29年度	平成30年度
株式会社日本政策金融公庫（旧農林公庫）	975	1,358
株式会社日本政策金融公庫（旧国民公庫）	91	73
独立行政法人住宅金融支援機構	8,920	8,521
独立行政法人福祉医療機構	74	51
合計	10,061	10,004

内国為替の取扱実績

（単位：件、百万円）

種類		平成29年度		平成30年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	（件数）	（ 1,415,986 ）	（ 4,223,181 ）	（ 1,549,234 ）	（ 4,220,460 ）
	金額	1,199,054	1,431,760	1,313,987	1,574,571
代金取立	（件数）	（ 95,911 ）	（ 44,986 ）	（ 91,812 ）	（ 41,173 ）
	金額	37,471	43,326	44,956	47,593

公共債の引受額

（単位：百万円）

種類	平成29年度	平成30年度
国債	－	－
地方債	7,600	7,040
政府保証債	－	－

公共債の窓販実績

「該当する事項はありません」

デリバティブ取引等

「該当する取引はありません」

■ 自己資本の充実の状況

自己資本の状況

○自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、平成31年3月末における自己資本比率は16．04％となりました。

○経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、後配出資金、期限付劣後債務により調達しています。

普通出資金

項　目	内　容
発行主体	岐阜県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	４５５億円（前年度４５５億円）

後配出資金

項　目	内　容
発行主体	岐阜県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	２６５億円（前年度２４５億円）

期限付劣後債務

項　目	内　容
発行主体	岐阜県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	期限付劣後債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	２３９億円（前年度２８７億円）
償還期限	令和６年３月２７日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※）

※　劣後事由（破産の場合、民事再生の場合）が発生･継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により、弁済期限までの残存期間が5年となった時点の利息支払期日およびそれ以降の利息支払期日にいつでも、元金の全部または一部を償還可能。

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル･リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成

（単位：百万円、％）

項　　目	29年度	経過措置による不算入額	30年度
コア資本に係る基礎項目　(1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	130,436		134,296
うち、出資金及び資本準備金の額	70,118		72,118
うち、再評価積立金の額	－		－
うち、利益剰余金の額	63,685		65,546
うち、外部流出予定額（△）	3,367		3,367
うち、上記以外に該当するものの額	－		－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,522		4,505
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	4,522		4,505
うち、適格引当金コア資本算入額	－		－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	28,799		23,999
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	163,759		162,802
コア資本に係る調整項目　(2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	11	2	17
うち、のれんに係るものの額	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	11	2	17
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－	－
適格引当金不足額	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－
前払年金費用の額	－	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	11		17
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	163,747		162,784

項　　目	29年度	経過措置による不算入額	30年度
リスク・アセット等　(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	884,300		1,002,115
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 78,127		－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 78,130		－
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	2		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	12,028		12,443
信用リスク・アセット調整額	－		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－		－
リスク・アセット等の額の合計額　(ニ)	896,329		1,014,558
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)／(ニ))	18.26%		16.04%

(注) 1. 農協法第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0．15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

（単位：百万円）

区分	平成29年度			平成30年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4%
現金	2,241	－	－	2,343	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	310,118	－	－	311,135	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	27,250	－	－	21,203	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	88,832	－	－	87,869	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	16,101	541	21	16,709	572	22
我が国の政府関係機関向け	68,584	2,677	107	80,925	3,813	152
地方三公社向け	6,172	248	9	7,437	507	20
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,962,211	392,442	15,697	2,058,905	411,781	16,471
法人等向け	191,860	117,946	4,717	211,152	123,710	4,948
中小企業等向け及び個人向け	46	32	1	59	37	1
抵当権付住宅ローン	62	22	0	52	18	0
不動産取得等事業向け	9,313	9,243	369	13,160	13,071	522
三月以上延滞等	188	0	0	182	－	－
取立未済手形	262	52	2	322	64	2
信用保証協会等による保証付	315	31	1	563	56	2
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
出資等	42,597	42,597	1,703	7,154	7,154	286
（うち出資等のエクスポージャー）	42,597	42,597	1,703	7,154	7,154	286
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
上記以外	160,303	395,984	15,839	159,920	395,951	15,838
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	49,767	124,417	4,976	25,583	63,958	2,558
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	107,294	268,237	10,729	131,770	329,427	13,177
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	113	284	11	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,128	3,044	121	2,566	2,566	102
証券化	2,164	432	17	2,102	419	16
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－
（うち非STC要件適用分）	－	－	－	2,102	419	16
再証券化	－	－	－	－	－	－

区分	平成29年度			平成30年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4%
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	59,289	44,954	1,798
（うちルックスルー方式）	－	－	－	59,289	44,954	1,798
（うちマンデート方式）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式250%）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式400%）	－	－	－	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	78,127	3,125	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	2,888,628	884,126	35,365	3,040,490	1,002,112	40,084
CVAリスク相当額÷8%	－	155	6	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	3,457	18	0	153	3	0
合計（信用リスク・アセットの額）	2,892,086	884,300	35,372	3,040,644	1,002,115	40,084

	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b＝a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b＝a×4%
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額（基礎的手法）	12,028	481	12,443	497

	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 b＝a×4%	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 b＝a×4%
所要自己資本額	896,329	35,853	1,014,558	40,582

（注）1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3.「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4.「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7.「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

〇リスク管理の方針および手続の概要

① 当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置付け、信用リスク管理方針、「信用リスクマネジメント規程」を定め適切に管理しています。

当会では、ミドル部門とフロント部門における牽制体制のもと、与信限度額の遵守状況ならびに格付別・業種別の与信分布状況および個別与信先の信用状況にかかるモニタリング報告を行うことにより、信用エクスポージャーの保全管理に努めるとともに、「リスク計量化にかかる算出基準」に基づき信用リスクの計測を行い、経営体力を基準に設定されたリスク許容量の範囲内においてリスクテイクを行うことにより、リスクバランスを考慮した効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保に努めています。

また、専務理事、常務理事ならびに総務部、経営管理部、資金証券部、営業部の各部長で構成するリスクマネジメント委員会を、原則として四半期ごとに開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容および対応方針を検討しています。

② 当会における貸倒引当金の計上は、「経理規程」および「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者にかかる債権およびそれと同等の状況にある債務者にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを本会の貸出シェアで按分した金額と、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。

すべての債権は、資産の「自己査定規程」に基づく資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査部署が査定結果を検証したうえで上記の引当を行っています。

○標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

区分		平成29年度					平成30年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内		2,870,932	289,545	560,530	－	188	2,955,443	322,914	559,797	－	182
国外		18,988	－	18,748	－	－	23,808	－	23,808	－	－
地域別残高計		2,889,921	289,545	579,278	－	188	2,979,252	322,914	583,606	－	182
法人	農業	225	221	－	－	－	490	486	－	－	－
	林業	1,898	1,898	－	－	－	1,745	1,745	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	54,884	42,184	10,909	－	182	61,762	45,993	14,511	－	182
	鉱業	30	30	－	－	－	30	30	－	－	－
	建設・不動産業	24,772	16,994	6,723	－	6	27,010	15,637	10,367	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	33,714	20,068	13,446	－	－	37,110	18,364	18,545	－	－
	運輸・通信業	70,173	6,787	63,171	－	－	87,441	10,275	76,609	－	－
	金融・保険業	2,169,936	147,709	46,523	－	－	2,269,011	170,370	35,246	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	55,322	50,210	4,621	－	－	65,238	56,677	8,121	－	－
	日本国政府・地方公共団体	398,950	2,430	396,520	－	－	399,005	2,960	396,044	－	－
	上記以外	55,119	614	20,641	－	－	24,412	11	24,159	－	－
個人		395	395	－	－	0	362	362	－	－	－
その他		24,497	－	16,720	－	－	5,632	－	－	－	－
業種別残高計		2,889,921	289,545	579,278	－	188	2,979,252	322,914	583,606	－	182
1年以下		1,981,204	87,045	31,704	－		2,027,074	101,684	12,309	－	
1年超3年以下		64,105	27,260	36,845	－		87,961	38,447	49,514	－	
3年超5年以下		84,094	39,266	44,828	－		141,220	44,974	96,246	－	
5年超7年以下		220,585	77,561	143,024	－		137,472	28,686	108,786	－	
7年超10年以下		98,541	43,006	55,535	－		90,089	42,718	47,371	－	
10年超		227,677	2,486	225,190	－		296,516	27,137	269,379	－	
期限の定めのないもの		213,711	12,919	42,149	－		198,917	39,266	－	－	
残存期間別残高計		2,889,921	289,545	579,278	－		2,979,252	322,914	583,606	－	

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2.「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3.「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5.「その他」には、ファンドのうち個々の資産把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

貸倒引当金の期末残高および期中増減額

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区分	平成29年度					平成30年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	825	819	—	825	819	819	802	—	819	802
個別貸倒引当金	792	642	—	792	642	642	564	6	636	564

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

（単位：百万円）

区分		平成29年度						平成30年度					
		個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—	6	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	447	372	—	447	372	—	372	312	—	372	312	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	12	18	—	12	18	—	18	0	6	12	0	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	15	13	—	15	13	—	13	11	—	13	11	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	293	216	—	293	216	—	216	181	—	216	181	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		23	21	—	23	21	—	21	51	—	21	51	—
業種別計		792	642	—	792	642	—	642	564	6	636	564	—

（注） 1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

（注） 2. 引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分		平成29年度			平成30年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	－	488,666	488,666	－	483,670	483,670
	2%	－	855	855	－	153	153
	4%	－	29	29	－	－	－
	10%	－	31,182	31,182	－	44,419	44,419
	20%	21,840	1,964,381	1,986,221	29,518	2,061,766	2,091,285
	35%	－	62	62	－	52	52
	50%	107,843	188	108,032	122,210	182	122,392
	75%	－	42	42	－	51	51
	100%	24,888	90,109	114,998	23,015	56,857	79,872
	150%	－	0	0	－	－	－
	200%	－	156,260	156,260	－	－	－
	250%	－	915	915	－	157,354	157,354
	その他	－	2,657	2,657	－	－	－
	1250%	－	－	－	－	－	－
合計		154,572	2,735,351	2,889,924	174,744	2,804,508	2,979,252

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区分	平成29年度			平成30年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	10,981	－	－	10,987	－
我が国の政府関係機関向け	－	42,172	－	－	42,791	－
地方三公社向け	－	4,929	－	－	4,899	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	25	1,498	－	400	1,390	－
中小企業等向け及び個人向け	0	－	－	5	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－	－	－
合計	25	59,582	－	405	60,068	－

（注）1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2.「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150％になったエクスポージャーのことです。
3.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

○派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、「リスク計量化にかかる算出基準」に基づく市場リスクの計測を行い、経営体力を基準に設定された市場リスク全体の許容量の範囲内で適切に管理を行っています。

また、日次で評価損益のモニタリング（投資信託等のファンドに内包される派生商品を除く）を行い、価格変動等により損失を被るリスクの把握を適切に行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受け渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

なお、当会において長期決済期間取引に該当する取引はありません。

派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	平成29年度	平成30年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント･エクスポージャー方式	カレント･エクスポージャー方式

平成29年度

（単位：百万円）

区分	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金･自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	298	519	－	－	－	519
(2) 金利関連取引	－	－	－	－	－	－
(3) 金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4) 株式関連取引	2,171	2,820	－	－	－	2,820
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	－	－	－	－	－	－
(6) その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7) クレジット･デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	2,470	3,340	－	－	－	3,340
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△)		－				－
合計	2,470	3,340	－	－	－	3,340

平成30年度

（単位：百万円）

区分	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金･自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	－	－	－	－	－	－
(2) 金利関連取引	－	－	－	－	－	－
(3) 金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4) 株式関連取引	31	153	－	－	－	153
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	－	－	－	－	－	－
(6) その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7) クレジット･デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	31	153	－	－	－	153
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△)		－				－
合計	31	153	－	－	－	153

（注）1.「カレント･エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。

2.「クレジット･デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞･破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン･バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

（単位：百万円）

区分		平成29年度		平成30年度	
		プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
想定元本額		－	－	－	－
	クレジットデフォルトスワップ	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－

（注）1.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
2.「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

「該当する取引はありません」

証券化エクスポージャーに関する事項

○リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会では、ミドル部門とフロント部門における牽制体制のもと、「証券化案件にかかる管理基準」等に基づき、証券化および再証券化エクスポージャーの保全管理に努めています。

また、当会は投資家として証券化取引を行っており、オリジネーター等他の役割での証券化取引は行っていません。

○体制の整備およびその運用状況の概要

当会では、証券化取引を行うに際して必要となる投資体制、投資時のデューデリジェンスおよび投資後におけるモニタリング・報告等証券化案件にかかる取扱いについて定めた「証券化案件にかかる管理基準」等に基づき、証券化エクスポージャーの管理を行っています。

○信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

「該当ありません」

○信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は 1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

○当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産にかかる証券化取引

「該当する取引はありません」

○当会が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有している子会社等および関連法人等

「該当する子会社等はありません」

○証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

○証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

○内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

「該当する取引はありません」

（注）オリジネーターとは、証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。

当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

保有する証券化エクスポージャーの額

（単位：百万円）

区分		平成29年度		平成30年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	－	－	－	－
	住宅ローン	－	－	－	－
	自動車ローン	2,164	－	2,102	－
	その他	－	－	－	－
	合計	2,164	－	2,102	－
オフ・バランス	クレジットカード与信	－	－	－	－
	住宅ローン	－	－	－	－
	自動車ローン	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－
	合計	－	－	－	－

（注） 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

平成29年度

（単位：百万円）

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	－	－	オン・バランス	0%～100%未満	－	－
	15%～50%未満	2,164	17		100%～250%未満	－	－
	50%～100%未満	－	－		250%～400%未満	－	－
	100%～250%未満	－	－		400%～1250%未満	－	－
	250%～400%未満	－	－		1250%	－	－
	400%～1250%未満	－	－				
	1250%	－	－				
	合計	2,164	17		合計	－	－
オフ・バランス	0%～15%未満	－	－	オフ・バランス	0%～100%未満	－	－
	15%～50%未満	－	－		100%～250%未満	－	－
	50%～100%未満	－	－		250%～400%未満	－	－
	100%～250%未満	－	－		400%～1250%未満	－	－
	250%～400%未満	－	－		1250%	－	－
	400%～1250%未満	－	－				
	1250%	－	－				
	合計	－	－		合計	－	－

平成30年度

（単位：百万円）

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	－	－	オン・バランス	0%～100%未満	－	－
	15%～50%未満	2,102	16		100%～250%未満	－	－
	50%～100%未満	－	－		250%～400%未満	－	－
	100%～250%未満	－	－		400%～1250%未満	－	－
	250%～400%未満	－	－		1250%	－	－
	400%～1250%未満	－	－				
	1250%	－	－				
	合計	2,102	16		合計	－	－
オフ・バランス	0%～15%未満	－	－	オフ・バランス	0%～100%未満	－	－
	15%～50%未満	－	－		100%～250%未満	－	－
	50%～100%未満	－	－		250%～400%未満	－	－
	100%～250%未満	－	－		400%～1250%未満	－	－
	250%～400%未満	－	－		1250%	－	－
	400%～1250%未満	－	－				
	1250%	－	－				
	合計	－	－		合計	－	－

（注） 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

自己資本比率告示第224条ならびに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

（単位：百万円）

平成29年度					平成30年度				
クレジットカード与信	住宅ローン	自動車ローン	その他	合計	クレジットカード与信	住宅ローン	自動車ローン	その他	合計
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（注） 自己資本比率告示第 224 条ならびに第 224 条の 4 第 1 項第 1 号および第 2 号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト 1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つ I/O ストリップスによりリスク・ウェイト 1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。なお、「信用補完機能を持つ I/Oストリップス」とは、 証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引にかかる他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削除手法の有無	無

オペレーショナル・リスクに関する事項

〇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、収益発生を意図し、能動的に取得する信用リスク、市場リスク、流動性リスクを除いたその他リスクを「オペレーショナル・リスク」と定義し、「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めて管理しています。

オペレーショナル・リスク管理は、各種リスクに優先順位をつけて対応することで、有限な経営資源の合理的な配分を行うこととし、リスクの発生そのものが統制活動の対象となる法務リスク、事務リスク、システムリスクの発生可能性および発生時の損失額を極小化することを目的とし、以下の内容により管理しています。

① 法務リスク管理

法令違反や不適切な契約締結などに起因し、損害やトラブルが発生する法務リスクに対する事前予防・未然防止策として、実践計画「コンプライアンス・プログラム」を策定し、法務リスクマネジメント態勢の浸透・強化を図っています。

また、個別金融商品にかかる契約書上の権利義務関係についての法律的な取扱いや顧客の法的行為能力・適合性の確認あるいは説明義務については、業務執行部門が一次的な法的検討を行ったうえで、必要に応じて弁護士等への相談を経て、コンプライアンス委員会において二次的な法的検討を行うことで法務リスクの極小化を図るように努めています。

② 事務リスク管理

業務の過程または役職員の活動が不適切であることにより損失が発生する事務リスクの未然防止策として、諸規程、事務手続の整備・改善、職員の教育・啓蒙の充実、事務処理の集中化、迅速・確実な事務処理をサポートするシステムの構築、業務監査・特別内部監査を通じた事故防止・事務能力向上に取組んでいます。

また、事故対応および再発防止策として「事故等対応要領」に基づく事故等情報の把握・分析・対応、また、「利用者サポート等対応管理規程」に基づく顧客等からの相談・苦情等の把握・分析・円滑な解決策の策定を行うことにより事務リスクの極小化を図るよう努めています。

③ システムリスク管理

システムが不適切であることにより損失が発生するシステムリスクを極力未然に防止し、万一の場合の損失をできるだけ抑えるため、各種情報資産（情報および情報システム）の洗い出し、リスクが顕在化する頻度、損失の大きさ等の調査・分析、ならびに安全対策基準等の遵守状況管理を行っています。

また、万一の事故等緊急時の対応に備え、「災害等対策規程」ならびに「危機管理計画」に基づく、大規模・広域的な自然災害、コンピュータシステム障害等にかかる緊急時対応態勢の構築を行うことでシステムリスクの極小化を図るよう努めています。

〇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0．15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

〇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、「出資その他これに類するエクスポージャー」に対して、以下の方針に基づき管理しています。

① 有価証券勘定の株式または出資

有価証券勘定の株式または出資については、「リスク計量化にかかる算出基準」に基づき、市場リスクの計測を行い、経営体力を基準に設定された市場リスク全体の許容量の範囲内で適切に管理を行っています。

また、日次で評価損益のモニタリングを行い、価格変動等により損失を被るリスクの把握を適切に行っています。

② 外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式または出資については、当会の業務と関連を有している法人もしくは団体について取得しており、年1回、取引先の財務状況について確認を行っています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

（単位：百万円）

区　　分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	3,764	3,764	3,430	3,430
非上場	110,249	110,249	134,667	134,667
合　計	114,013	114,013	138,097	138,097

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

（単位：百万円）

平成29年度			平成30年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
363	45	－	262	98	－

貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

平成29年度		平成30年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
725	76	666	170

貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

平成29年度		平成30年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー		59,289
マンデート方式を適用するエクスポージャー		－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー		－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー		－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー		－

金利リスクに関する事項

○リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会では、リスクテイクを行うにあたっては、自己資本をベースとする経営体力に見合う範囲で、各アセットクラスのリスク・リターン、アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスを考慮した効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保に努めています。

このため、金利リスクを含む市場リスクは、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置付け、市場リスク管理方針・市場リスクマネジメント規程を定め適切に管理しています。

また、金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、ミドル部門とフロント部門における牽制体制のもと、金利リスクにかかるポジション枠を理事会で決定し、経営体力を基準に設定されたリスク許容量の範囲内においてリスクテイクを行っております。

リスク管理においては、月次でIRRBBを計測するとともに、「リスク計量化にかかる算出基準」に基づき市場リスク量の計測を行い、モニタリング結果について四半期ごとにリスクマネジメント委員会および理事会に報告しています。

○金利リスクの算定手法の概要

当会では、市場金利が上下に1％変動した時に受ける経済価値の変化額を金利リスク量として毎月計算しています。

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当会では、過去5年間の最低残高、過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、現在残高の50％相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2．5年）リスク量を算定しています。

① 流動性貯金への満期の割り当て方法およびその前提
　流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。流動性貯金に割り当てられた金利改定の満期は平均1．274年、最長5年となっております。

② 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
　固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮していません。

③ 複数の通貨の集計方法およびその前提
　通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しており、通貨間の相関等は考慮していません。

④ スプレッドに関する前提
　一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。
　なお、当該スプレッドは、金利ショックの設定上は不変としています。

⑤ 内部モデルの使用に関する前提
　内部モデルは使用していません。

⑥ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
　該当ありません。

⑦ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
　該当ありません。

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		△EVE	
		イ	ロ
		平成29年度	平成30年度
1	上方パラレルシフト		65,440
2	下方パラレルシフト		0
3	スティープ化		53,364
4	最大値		65,440
		ハ	ニ
		平成29年度	平成30年度
5	自己資本の額	163,747	162,784

（注） 1.「金利リスクに関する事項」については、平成 31 年金融庁・農水省告示第 1 号（平成 31 年 2 月 18 日付）の改正に基づき、平成 31 年 3 月末から金利リスクの定義と計測方法を変更しており、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

2.「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

3.「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

4.「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

5.「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

■ 役員等の報酬体系

役員

○対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

○役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は次のとおりです。

なお、基本報酬は所定日に指定口座への振込の方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：百万円）

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	73	12

（注） 1. 対象役員は、経営管理委員5名、理事4名、監事4名です。
2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

○対象役員の報酬等の決定等

（1）役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：当会の会員JA組合長から選出された委員5人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

（2）役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事会の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

職員等

〇対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員であって常勤役員が受ける報酬等と同等額（注2）以上の報酬を受ける者（注3）のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2. 「同等額」は、平成30年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。
3. 平成30年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるものはおりませんでした。

その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

財務諸表の適正等にかかる確認

確認書

確　認　書

1．私は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

2．当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

○　業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

○　業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

○　重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和元年 6 月 28 日

岐阜県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長　**山 田 幹 人**

（注）財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書および注記表を指しています。

用語解説

自己資本比率関係

用　　語	解　　説
バーゼルⅢ	金融危機の再発を防ぐため、主要国の金融監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会が公表した、銀行の健全性を維持するための新たな自己資本規制です。
コア資本に係る基礎項目	普通出資、後配出資、内部留保（資本剰余金、利益剰余金等）、一般貸倒引当金、適格旧資本調達手段（期限付劣後債務等）等が該当します。
外部流出予定額	普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員資本の額から控除する剰余金の配当の予定額です。
コア資本に係る調整項目	無形固定資産（のれん、ソフトウェア等）、繰延税金資産、他の金融機関向け出資等が該当し、自己資本の額を算出するうえで、コア資本にかかる基礎項目から控除されます。
モーゲージ・サービシング・ライツ	住宅ローンを証券化した際に、住宅ローンから発生するキャッシュフローの管理・回収（元利金、遅延損害金、担保物件の賃貸料等の債権の管理・回収業務）による手数料を受ける権利を無形固定資産として計上したものです。
所要自己資本額	リスク・アセットの額に4％を乗じた額です。国内基準で最低限必要とされる自己資本額になります。
オペレーショナル・リスク	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクや、システムの誤作動により生じるシステムリスク等が該当します。
基礎的手法	１年間の粗利益に0．15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
単体自己資本比率	単体自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た比率です。国内基準では4％以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取決めにより8％以上が必要とされています。
自己資本額	コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）を減算した額となります。

信用リスク、市場リスク関係他

用　　語	解　　説
エクスポージャー	リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
リスク・アセット	リスクを有する資産（有価証券、貸出金等）に、リスクの種類・大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じ、再評価した資産金額です。
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少または消失し損失を被るリスクのことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの種類・大きさに応じた掛目のことです。
CVAリスク	CVA（派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額をいう。）が変動するリスクのことです。

用　　語	解　　説
中央清算機関	金融商品取引法に定める金融商品債務引受業を営む者、商品先物取引法に定める商品取引債務引受業を営む者または外国の法令に準拠して設立された法人で外国で金融商品債務引受業または商品取引債務引受業と同種類の業務を営む者が該当します。
適格格付機関	金融機関がリスクを算出するにあたって用いることが出来る格付を付与する格付機関のことです。金融庁長官は、的確性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。
信用リスク削減手法	自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフ・バランス資産・負債を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。
派生商品取引	その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。
TLAC	グローバルに活動している金融機関が経営危機に陥った場合に、当該金融機関の重要な機能を維持しつつ秩序ある破綻処理を行うことを目的とした国際的な枠組みにおいて、対象となる金融機関が予め確保すべき「総損失吸収力」のことです。
証券化エクスポージャー	原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
再証券化エクスポージャー	原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
適格STC要件	証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する際に、簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化エクスポージャーを特定するための要件です。
ルックスルー方式	ファンドにかかる信用リスク・アセット額の算出において、一定の要件を満たす場合に、ファンドの組入資産を直接保有しているとみなして、当該ファンドのリスク・ウェイトを判定する方式のことです。
マンデート方式	ファンドにかかる信用リスク・アセット額の算出において、ルックスルー方式が適用できない場合に、ファンドの運用基準に基づき最も信用リスク・アセット額が大きくなる資産構成を想定し、当該ファンドのリスク・ウェイトを判定する方式のことです。
蓋然性方式	ファンドにかかる信用リスク・アセット額の算出において、ルックスルー方式・マンデート方式が適用できない場合に、ファンドのリスク・ウェイトが250%以下（または400%以下）である蓋然性が高いことを疎明したうえで、250%（または400%）を当該ファンドのリスク・ウェイトとして適用する方式のことです。
フォールバック方式	ファンドにかかる信用リスク・アセット額の算出において、ルックスルー方式・マンデート方式・蓋然性方式が適用できない場合に、1250%を当該ファンドのリスク・ウェイトとして適用する方式のことです。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法で、再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。
クレジット・デリバティブ	第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で、参照組織に信用事由が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引です。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成していますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しています。

開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）

1. 概況及び組織に関する事項
   （1） 業務の運営の組織 …… 51
   （2） 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 …… 52
   （3） 事務所の名称及び所在地 …… 51
   （4） 特定信用事業代理業者に関する事項 …… 52
2. 主要な業務の内容 …… 42～43
3. 主要な業務に関する事項
   （1） 直近の事業年度における事業の概況 …… 23～24
   （2） 直近の5事業年度における主要な業務の状況
      ①経常収益 …… 69
      ②経常利益又は経常損失 …… 69
      ③当期剰余金又は当期損失金 …… 69
      ④出資金及び出資口数 …… 69
      ⑤純資産額 …… 69
      ⑥総資産額 …… 69
      ⑦貯金等残高 …… 69
      ⑧貸出金残高 …… 69
      ⑨有価証券残高 …… 69
      ⑩単体自己資本比率 …… 69
      ⑪剰余金の配当の金額 …… 69
      ⑫職員数 …… 69
   （3） 直近の2事業年度における事業の状況
      ①主要な業務の状況を示す指標 …… 67～69
      ②貯金に関する指標 …… 70
      ③貸出金等に関する指標 …… 71～76
      ④有価証券に関する指標 …… 77～80
4. 業務の運営に関する事項
   （1） リスク管理の体制 …… 19～22
   （2） 法令遵守の体制 …… 6～7
   （3） 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 …… 13～15、27～40
   （4） 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 …… 8
5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項
   （1） 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 …… 56～57、59
   （2） 貸出金にかかる額及びその合計額
      ①破綻先債権に該当する貸出金 …… 75
      ②延滞債権に該当する貸出金 …… 75
      ③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 …… 75
      ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 …… 75
   （3） 元本補填契約のある信託に係る貸出金に係る事項 …… 76
   （4） 自己資本の充実の状況 …… 82～105
   （5） 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
      ①有価証券 …… 79
      ②金銭の信託 …… 80
      ③デリバティブ取引 …… 81
      ④金融等デリバティブ取引 …… 81
      ⑤有価証券店頭デリバティブ取引 …… 81
   （6） 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 76
   （7） 貸出金償却の額 …… 76

その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）

役員等の報酬体系 …… 106～107

「JAバンク相談所」のご案内

「JAバンク相談所」は、JA等の信用事業に関する利用者の皆さまの苦情をお受けし、公正・誠実な立場から円滑な解決が図られるよう、設置・運営している機関です。

「JAバンク相談所」は、利用者から苦情の申し出があった場合には、これを誠実に受け付け、利用者の了解を得たうえで、JA等に対して申し出のあった苦情の迅速な解決を求めることとしています。JA等の信用事業に関するお取引でお困りの場合は、ご遠慮なく「JAバンク相談所」へ申し出ください。

JAバンクグループの外部機関 「一般社団法人JAバンク相談所」

所在地　東京都千代田区内神田一丁目1－12コープビル内
受付時間　月～金曜日　午前9時～午後5時 （金融機関の休業日を除く）
電話番号　03－6837－1359

JA岐阜信連

JAバンク

〒500－8367　岐阜県岐阜市宇佐南４丁目 13 番１号
TEL. 058－276－5111　FAX. 058－278－0135
https://www.jabankgifu.or.jp/